

開会の日 令和6年9月18日(水)  
場 所 協 議 会 室

◆出席委員 (13人)

1 番	佐 藤	克 成
2 番	中 田	利 昭
3 番	小 笠 原	美 保 子
4 番	水 上	雅 廣
6 番	上 ヶ 吹	豊 孝
7 番	森	要
8 番	井 端	浩 二
9 番	澤	史 朗
10番	住 田	清 美
11番	前 川	文 博
12番	野 村	勝 憲
13番	籠 山	恵 美 子
14番	高 原	邦 子

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	藤 井	弘 史
総務部長	谷 尻	孝 之
危機管理監	高 見	友 康
総務課長	田 中	義 也
人事課長	今 井	進
財政課長	上 畑	浩 司
税務課長	竹 原	尚 司
危機管理課長補佐兼危機管理係長	吉 川	慶
税務課長補佐兼資産税係長	後 藤	和 宏
総務課行政係長	廣 元	久 之
総務課管財係長	南	裕 基
総務課情報システム係長	松 井	洋 子
人事課人事給与係長	田 中	裕 子
企画部長	森 田	雄 一 郎
総合政策課長	下 通	剛
総合政策課長補佐兼広報プロモーション係長	土 田	治 昭
総合政策課秘書室係長	横 山	理 恵
総合政策課ふるさと応援係長	竹 林	久 緒
市民福祉部長	野 村	賢 一
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹	信 也
市民福祉部次長兼市民保健課長	大 上	雅 人
市民福祉部参事兼子育て応援課長	舟 本	智 樹
地域包括ケア課長	佐 藤	博 文

地域生活安心支援センター長兼基幹相談支援係長	青 木	陽 子
保健センター長	小 洞	尚 子
地域包括ケア課長補佐兼地域医療係長	中 垣	由 香
地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長	井 谷	直 裕
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清 水	浩 美
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板 屋	和 幸
総合福祉課障がい福祉係長	籠 戸	重 明
地域包括ケア課介護保険係長	星 野	步
子育て応援課子育て政策係長	伊 藤	靖 朗
市民保健課健康推進係長	加 藤	唯 高
環境水道部長	横 山	裕 和
環境水道部技術次長兼水道課長	谷 口	正 樹
環境課長	忍	哲 也
環境課施設長	中 田	賢 一
環境課環境政策係長	稲 葉	友 哉
農林部長	野 村	久 徳
農林部次長兼農業振興課長	柚 原	徹 守
林業振興課長	檜 木	正 憲
農業振興課農務係長	野 道	康 弘
農業振興課担い手支援係長	葛 谷	智 徳
食のまちづくり推進課食のまちづくり推進係長	今 井	くみ子
林業振興課林務係長	増 田	千 恵
商工観光部長	畑 上	あづさ
商工観光部次長兼商工課長	大 始 良	透
まちづくり観光課長	竹 田	慎 二
商工課長補佐兼商工係長	野 上	英 一
まちづくり観光課長補佐兼資源係長	中 村	篤 志
基盤整備部長	森	英 樹
基盤整備部次長兼建設課長	藤 白	規 良
建築企画監	砂 田	健 太 郎
建築住宅課長	直 野	幸 浩
建設課長補佐兼管理係長	川 崎	忠 相
建設課長補佐兼建設係長	砂 原	忠 久
建設課長補佐兼農林土木係長	中 山	圭 介
建設課長補佐兼都市整備係長	岡 田	信 和
建築住宅課住宅政策係長	竹 林	亜 人 武
建築住宅課管理営繕係長	澤 田	充 弘
河合振興事務所長	三 井	大 輔
宮川振興事務所次長兼地域振興課長	清 水	則 久
宮川振興事務所地域振興課産業振興係長	土 田	憲 司
教育長	下 出	尚 弘
教育委員会事務局長	大 庭	久 幸
教育委員会事務局次長兼教育総務課長	堀 之 上	亮 一
生涯学習課長	古 田	善 尚
スポーツ振興課長	西 田	博 和
文化振興課長	尾 賀	寿 治
教育総務課長補佐兼教育総務係長	加 藤	憲 子

文化振興課長補佐兼文化係長  
消防長  
神岡消防署長

三好清超  
堀田丈二郎  
蒔田真也

◆職務のため出席した  
事務局員

議会事務局長  
書記

岡田浩和  
畠中みなみ

---

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

議案第83号 令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

議案第84号 令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）

議案第85号 令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

○副委員長（籠山恵美子）

ただいまより第4回予算特別委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録の署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

前川委員長から一身上の都合を理由に委員長の辞任願が提出されましたので、委員会条例第12条の規定により副委員長の私が進めさせていただきます。

委員長の辞任については、委員会条例第13条の規定により委員会の許可が必要となります。

ここで、委員会条例第18条の規定により前川委員長の退席を求めます。

〔予算特別委員長 前川文博 退場〕

○副委員長（籠山恵美子）

お諮りします。前川委員の委員長辞任の件については、挙手により採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「副委員長」と呼ぶ声あり）※以下、この「委員長」、「副委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

○副委員長（籠山恵美子）

森委員。

※以下、この委員長、副委員長の発言者指名の表記は省略する。

○委員（森要）

その前に理由とかをいろいろ聞きたいんですけども、賛成・反対とかではなくて、これについてはどういう理由でなって、やりたくないから辞めるみたいな、極端に言えばそうなりますけれども、非常に一生懸命されていて、いい運営をされていると思うのに、何が理由でというのは議会運営委員会で聞かれたのでしょうか。そういう理由が分からずにいいです、悪いですというのはちょっとおかしいなと思っているんですが。議会運営委員会でどのようなことを話されたのか。こういうふうになりましたというものが私たちにも来ましたが、今ワンクッション置くのでいいんですけど、こういう意見を言う場も必要だと思うんですがどうでしょうか。

○副委員長（籠山恵美子）

前川委員長からは一身上の都合ということで辞任願が出されたということです。ですから、議会運営委員会でもその内容については一身上の都合ということで、それをどうするかという論議だけなんです。

では、よろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○副委員長（籠山恵美子）

ご異議がないようですので、挙手により採決をいたします。

お諮りします。前川委員長の委員長辞任を許可することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（籠山恵美子）

挙手少数です。前川委員長の委員長辞任が不許可となりました。

◆休憩

○副委員長（籠山恵美子）

ここで暫時休憩いたします。

〔予算特別委員長 前川文博 入場〕

（ 休憩 午前10時03分 再開 午前10時06分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま不許可になりましたので、また委員長のほうをさせていただきたいと思います。

◆付託案件審査

●委員長（前川文博）

それでは、付託案件の審査に入ります。

当委員会に付託されました案件は、お手元にお配りした付託一覧表のとおりであります。説明につきましては、初めに一般会計歳入歳出予算について所管部局長が説明を行い、終了した後に質疑を行います。特別会計・企業会計予算については、所管部局の一般会計の質疑が終了した後に、引き続き説明と質疑を行います。一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、全ての説明と質疑が終了した後に補正予算全体について当委員会の取りまとめを行います。

審査に入る前にお願いいたします。会議規則第116条の規定により「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」こととなっておりますのでよろしく申し上げます。特に「聞く場所がないから」、「一般質問で聞き漏らしたから」等という理由で、この委員会で質問されることがないように、あくまで付託された議題に沿った質疑をお願いします。

次に、委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を告げ、質疑は資料の該当ページを示してから発言されるようお願いいたします。

また、理事者側の説明及び答弁については、委員長から指名を受けた後、部長以外の職員については、所属と名前を告げてから行ってください。以上、ご協力をお願いいたします。

◆議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

【総務部、議会・監査委員事務局、消防本部所管】

●委員長（前川文博）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）について、総務部、議会・監査委員事務局、消防本部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

## □総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）のうち、全体概要及び総務部所管についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出のそれぞれ15億5,497万8,000円を追加し、予算総額を212億8,165万5,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。まず、上段のアナログ規制対応事業は、国の法令におけるアナログ的な規制の点検、見直しに伴い、飛騨市が制定する例規全てのアナログ規制を見直すため、その洗い出しに必要な業務を2か年かけて行うものがございます。その下、Co-Innovation University（仮称）の設立支援は企業版ふるさと納税をはじめとする、これまで受領してきた寄附金を複数年にわたり事業者側に補助金として交付するためのものがございます。その下、坂巻公園遊具広場整備事業は、遊具の納期に時間がかかることが判明し、次年度予定の事業についても同様なことが予想されることから、翌年度事業を前倒しして発注することで工事期間を短縮し、令和7年度でグランドオープンするものがございます。その下、小学校エレベーター修繕事業は、古川小学校及び古川西小学校のエレベーター修繕に係る部品が納期に時間がかかるため設定するものです。変更の公共土木施設補助災害復旧事業は、5月28日豪雨に伴う災害復旧事業について、工期等を調整するものがございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。まず追加です。（林業用施設補助災害復旧事業）現年発生補助災害復旧事業は、5月28日豪雨で古川町畦畑地内の林道宇津江～内ヶ谷線が被災したもので、補助金を除く財源でございます。その下、変更でございますが、上から辺地対策事業、過疎対策事業、公共土木施設補助災害復旧事業はそれぞれの事業費の変更に伴い調整するものです。一番下の臨時財政対策債は、国の内示確定による調整でございます。

次に、歳入を説明します。9ページをお願いいたします。まず、市税でございます。市民税、固定資産税、軽自動車税については、それぞれ調定額が確定したもので、当初予算との差額を調整するものがございます。

10ページをお願いいたします。上段、地方特例交付金、その下、地方交付税は国の内示に伴う調整となります。

少し飛んでいただきまして、14ページをお願いいたします。下段の表、繰入金でございます。一番上の財政調整基金は、昨シーズンの暖冬の影響による支援金について、令和5年度3月補正にてその財源を積み立てていましたので、予定どおり今回取り崩すものがございます。その下、ふるさと創生事業基金繰入金から合併基金繰入金は、それぞれの事業費に合わせ財源を調整するものがございます。

15ページをお願いいたします。真ん中の繰越金、前年度繰越金は額の確定に伴う調整でございます。

16ページをお願いいたします。ページ下段、市債でございます。先ほどの説明のとおり、それぞれの事業費の調整に合わせ借入額を調整するものがございます。

次に、歳出を説明します。17ページをお願いいたします。ここから人件費の補正が各費目に計上されておりますが、後ほど一括で説明しますので、それ以外について説明いたします。

18ページをお願いいたします。表の下段、12委託料の003電算システム開発委託料は、児童手当及び定額減税に伴うシステムの改修費用でございます。1つ飛んで537アナログ規制対応業務委託料は、先ほどの債務負担行為で説明しました例規の洗い出しについて委託するものでございます。

19ページをお願いいたします。上から2段目、会計管理費の積立金でございますが、財政調整基金は地方財政法に基づき純繰越金の2分の1以上を積み立てるため6億4,000万円、今後の人事院勧告に基づく職員人件費などの財源として2億円、さらにこれまで災害専決予算として繰り入れしてきました1億円を合わせた3億円の合計9億4,000万円を積み立てるものでございます。その下、公共施設管理基金でございますが、次年度以降に必要となる財源として積み立てるものでございます。

その下、財産管理費でございますが、消耗品は書かない窓口対応の本庁舎フロアレイアウト変更に伴う資材でございます。その他につきましては、旧農産物直売施設跡地について有効活用を図るための不動産鑑定などの経費でございます。

20ページをお願いいたします。最上段にあります08情報政策費のシステム使用料でございますけれども、職員使用のパソコンのソフト利用料改定に伴うものでございます。

その下、防災費の緊急時ドローン出動委託料でございますけれども、これまでの災害などで出動してきたことから、今後に備えて計上するものでございます。その下、情報施設利用料でございますけれども、消防費の計上誤りでございまして、同額が消防費から減額となるものでございます。その下、防犯カメラ設置工事でございますけれども、古川町上町の道の駅に設置してあるカメラを移転する必要が生じたことから計上するものでございます。

少し飛んでいただきまして、40ページまでお願いいたします。最下段の予備費でございます。今シーズンの除雪の突発対応分として2億円、災害応急復旧をはじめとする、現時点での充用額の復元分2,000万円及び端数調整を行ったものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。最後に職員人件費につきましてご説明させていただきます。上段の表につきましては、正職員と会計年度任用職員を合わせた一般職の人件費でございますけれども、職員の退職や新規採用者の数が確定したことに加え、配置異動等に伴う調整を行った結果、右下の合計欄、総額で3,666万1,000円の減額となりました。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□議会事務局長兼監査委員会事務局長（岡田浩和）

議案第82号を同じく使わせていただきます。17ページをお願いいたします。上段になりますが、谷口議員の逝去に伴います報酬、手当、政務活動費が減額となりますので、それが主な要因となっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。中段になりますが、監査委員費でございます。一番右端の一番下のところ、工事監査業務委託料につきましては黒内屋内運動場の監査を予定しておりましたが、見送りとなったため減額させていただいております。以上でございます。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

## □消防長（堀田丈二郎）

一般会計補正予算に係る消防本部が所管する内容について説明いたします。37ページをご覧ください。上のほう、常備消防費の情報施設使用料は、光ケーブルの使用料について防災行政無線の防災士と消防士との案分調整により減額するものです。

その下、非常備消防費の下水道事業受益者負担金ですが、神岡町寺林地区の下水道工事に伴い消防団器具庫の受益者分担金予算計上漏れにより今回増額補正をするものです。以上よろしくお願ひします。

## ●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

## ○委員（森要）

資料の予算編成検討内容で、議会費の中で谷口議員の減額と3人の新人議員の減額とあるけど、私も新人ということで見えてあるのでしょうか。

## □議会事務局長（岡田浩和）

報酬の計算が3月7日からということになりますので、そこから就任された方につきましては新人ということでの計算をさせていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。3名の方が該当で、森議員も入っていらっしゃいます。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

## ○委員（野村勝憲）

先ほど説明で「職員の退職や新規採用者の数が確定し、約3,700万円を減額。」と述べられました。実際に何名の方が退職されて、新規採用は何名だったんですか。

## □人事課人事給与係長（田中裕子）

退職については6人で採用は5人です。これは一般会計の中の人数になっております。

## ○委員（野村勝憲）

たしか令和5年度は退職者4名で採用者は12名だったと聞いているんですけども、ここ5年間で退職される方は年間平均で何名くらいいらっしゃるんですか。

## □人事課長（今井進）

年によって定年を迎える方の人数が違いますので何とも言えないところはございますけども、5人とか6人という退職者はいらっしゃいます。

## ○委員（籠山恵美子）

20ページ、先ほど説明のありました防災費の緊急時ドローン出動委託料、額はそんなに大きくないんですけども、改めてこの仕組みというか、どういうときに、どういうふうに登信して、そしてこの委託料というのは何に使われるのか説明をお願いします。

## □危機管理監（高見友康）

要請の要領ですけれども、人命に影響があるもの、あるいは災害の発生を確認したもの、あるいは予防するものなどに対して部局等から依頼を受ける。あるいは危機管理課独自で判断をして、株式会社ドローンコンシェルジュという企業に委託をするものです。この中身につきましては、ドローンのオペレーションに必要な金額、これがおおむね16万5,000円、そして待機等で5万



5,000円、消費税は別です。このような形で委託をしております。

○委員（籠山恵美子）

このオペレーションで16万5,000円というのは、年間の委託料ですか。1回ですか。

□危機管理監（高見友康）

一回あたりのオペレーションにかかる費用です。これは年間で1回当たり幾らという単価契約をしておりますので、1回、長くても短くてもこの料金になります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今ほどのドローンの件で、予算編成検討内容を見ますと被災状況の確認、孤立集落発生時の情報収集とあるんですが、この情報収集というのは主に映像と考えてよろしいでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

おっしゃるとおり映像です。映像につきましても、通常の画像映像、もう1つは夜間の赤外線による映像取得になります。特に行方不明者捜索ですと、人体の赤外線を感知して発見しやすいという特徴があります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

それと、飛騨市はこういった孤立集落の物資運搬はまだやられてないのか、検討をされているのか伺います。

□危機管理監（高見友康）

検討はしております。今、最新のドローンで約40キログラムから50キログラムまでの物資を搬送できる機械があるということを確認しております。先日、消防本部におきまして合同で確認のデモを行いました。今、検討している段階です。

○委員（高原邦子）

私もドローンのことなんですが、補正で増額ということですが、今年度はどのくらい使われたんですか。

□危機管理監（高見友康）

今年度は2件です。1件は、流葉で行方不明になった方の遭難活動に従事しました。不幸にして見つかってはおりませんが、それが1回です。もう1回は神岡町小萱地内の山林の大規模伐採、盛土等の緊急調査で1件。計2件活動をいたしました。

○委員（高原邦子）

1回当たりが決まっている料金だということですが、短いときもあれば長いときもあるということですが、流葉と小萱はどのぐらいの時間を飛ばして情報を得たのでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

まず流葉の捜索につきましては午後いっぱいぐらいというオーダーです。神岡町小萱地内につきましては大体2時間ちょっとという形になります。

○委員（森要）

旧朝開町農産物直売施設の土地の関係には100万円計上してありますが、公募に当たり解体撤去の予算は計上しないということが書いてあります。高額になると思うんですが、解体工事の見積もりはされているのでしょうか。

□総務課長（田中義也）

建物を解体した場合の費用ということだと思いますけれども、解体する場合の費用につきましては、私どもは把握をしておりません。

○委員（森要）

要は解体を条件に書いてくださいということになると、さらに費用がかかるわけですよね。そうすると、不動産鑑定評価が3,000万円でも800万円ほどが解体費用なら見積もりの入札というのは2,200万円になるのか、不動産鑑定評価が3,000万円なら3,000万円という見積もりになるのでしょうか。

□総務課長（田中義也）

あくまでも公募の際に提示する金額は土地の代金のみで、建物につきましては解体とか活用を条件ということですので、それを解体して処分するのか、それを移築してどこかで活用するのか、そこは特に制限を設けておりません。

○委員（森要）

基本的には使うということによって解体されると思うんですけども、本当は更地にしてしっかりと不動産鑑定評価を受けてやるのが筋で、解体までをやるとなると応募者が少なくなる。解体費用プラス土地費用でもという方がいるのでしょうか。無理なことやっているような気がするんですが、いかがでしょうか。

□総務課長（田中義也）

昨年サウンディング調査を2回した際も建物の処分等についてそういった条件で、当時、土地は有償譲渡ではなくて貸し付けという条件でサウンディング調査をしましたが、その際は確かに調査だけではありますけれどもこんな使い方ができるというような提案はいただいたところです。今回公募をしてみないと分からないというのが正直なところです。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（籠山恵美子）

旧朝開町農産物直売施設のことでもう一度確認させてください。もし公募の具合によって応募された方が更地でほしいと言ったら更地の金額、そうすると市が建物を解体して、更地にして、その方に渡すわけですよね。そうすると解体費用の800万円プラス土地代という価格で売ることになるんですか。

□総務課長（田中義也）

今回の公募の条件では、あくまで建物も応募された方に処分をしてもらうという条件でします。更地で土地だけほしいという方は採用しません。そういった方針で公募します。

△市長（都竹淳也）

今の件ですが、取り壊しを行政がやるとどうしても高くつくという事情があって、そこはまとめて買った人に取り壊してもらおうという前提でかかるという方針です。直近でやった事例が神岡町船津火災の跡地の建物も全く同じで、あれの取り壊しも全部まとめてやってもらおうということで、そのほうが行政としての手間、あるいは全体の経費も節減できますし、工期などいろいろなことを考えてもスムーズにいくということで、今後もできればこういう方法を取っていきたいと

考えております。

○委員（水上雅廣）

固定資産税のところをお伺いしたいと思います。家屋と償却資産が増額になっています。ざっくりでいいんですけど、何がどのぐらいか。家屋は新築家屋とかが増加傾向にあるのかも含めて教えてください。

□税務課長（竹原尚司）

今回補正予算では、まず家屋が増額、それから土地が若干減額ということで出させていただきました。家屋の増額につきましては、3年に1回の評価替えということで今年度に該当します。令和4年度、令和5年度につきまして家屋の評価額は据え置きでございましたので、今回のこの増額というのは、既存家屋の評価の見直しの下落が想定より少なかったというものでございます。

○委員（水上雅廣）

当初の段階で評価額を少し下げていたのがそれほど下がらなかったのが、今回戻しましたということに理解します。償却資産についてはどうなのでしょう。

□税務課長（竹原尚司）

まず家屋につきましては、委員おっしゃるとおりでございます。それから償却資産の現状でございますけれども、償却資産についても増額の補正をあげさせていただきました。この主な要因といたしましては、複数の県をまたがる償却資産で、資産全体を1つで評価される大臣配分という償却資産がございますが、これの増額によるものです。主なものといたしましては通信事業であったり、鉄道事業であったり、そういうものが増加したということでございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

19ページ、登記事務委託料が60万円増額補正してありますが、登記の事務は何件ぐらいを想定しているのか。なかなかお金がかかるのではないかなと思うんですが。今年は120万円ちょっと出してるんですけど、この増額補正に至った経緯はどういったことでしょうか。

□総務課長（田中義也）

今回の補正であげております60万円につきましては、旧朝開町農産物直売施設の土地の登記事務に係るもののみでございます。

○委員（高原邦子）

120万円のほうは何件分ぐらいなんですか。1件で60万円かかるということは、2件分か3件分ぐらいということですか。当初そのくらいしか予定を立てずに予算計上をしているというふうな捉えてよろしいでしょうか。

□総務課長（田中義也）

当初の120万円につきまして、箇所づけで言いますと2件分です。古川町の旧教員住宅跡地の土地1件と、神岡町釜崎公園のところの旧教員住宅跡地の分の2件で90万円ほど。残りの金額につきましては、未登記道路の関係で箇所づけがなく突発的に出てきた際に対応できるように持っていた分で、合わせて120万円ほどの予算を持っております。

## ○委員（高原邦子）

そうしますと、登記に係る事務的委託料というのは、当初から予定があれば予算計上し、前もって計上するという事はないんですか。普通は前もってある程度当初予算に計上していくものじゃないですか。登記の場合、そういう予定がなければ予算計上をしないとなるといろいろ登記していかなければならない箇所がありますよね。市は市民に、登記していない方にはしていただきと言っていると思うんですけど、その辺はどのように捉えたらよろしいですか。予算計上の仕方。

## □総務課長（田中義也）

30万円につきましては突発的に起こった際の枠ということでしたが、どうしても道路拡幅に伴って未登記道路だったものを登記する必要があるという必要性に迫られた際にはそういった枠のものを使わせていただきますが、基本的には箇所づけのものしか予算を計上していなくて、突発的なものについて枠予算で足りない場合は、その都度補正する方針であります。

## ○委員（森要）

登記事務手数料が60万円ということですが、説明では100万円でしたが、40万円はどこへ行ったのでしょうか。

## □総務課長（田中義也）

残りというか、その40万円ほどは予算書で言いますと、その上の役務費、003手数料の46万5,000円。これを2つ足したもので100万円ほどということです。

## ○委員（森要）

手数料というのは不動産鑑定の手数料という意味ですか。

## □総務課長（田中義也）

そのとおり、土地の不動産鑑定手数料です。

## ○委員（野村勝憲）

指定管理者支援金は総務部でいいですか。

## □財政課長（上畑浩司）

指定管理者支援金は、今回市民福祉部のほうで1件、それから教育委員会のほうで1件、それから基盤整備部のほうでもございますので、それぞれでご質問いただければと思います。（野村委員「スキー場は。」と呼ぶ）スキー場は教育委員会になります。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

## ◆休憩

## ●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

( 休憩 午前10時40分 再開 午前10時41分 )

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

【企画部、河合振興事務所、宮川振興事務所所管】

●委員長（前川文博）

議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）について、企画部、河合振興事務所、宮川振興事務所所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

まず、歳入予算補正からご説明をいたします。

予算書の13ページをお開きください。最上段の県支出金、01総務費県補助金です。005地域おこし協力隊定住促進補助金につきましては、当初見込んでおりました補助要件に一部合致しない事業がありましたので、その分を減額補正いたします。その下の下、012清流の国ぎふ推進補助金につきましては、プロモーションポスターの制作を進めておりますけれども、当初、一般財団法人地域活性化センターへの補助を見込んでおりましたが、それが不採択となったことを受け、新たに県の補助を受けることとなったための補正でございます。関連しまして、15ページをお開きください。下段の雑収入の最上段、018地方創生地域応援事業助成金が今ほど申し上げました一般財団法人地域活性化センターの補助金の不採択分の減額補正となります。

次に歳出の説明をいたします。18ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の中の一般管理費ですけれども、12委託料の535秘書室補助業務委託料です。昨年度末に会計年度任用職員が退職し新たに募集を行ってございましたけれども、残念ながら募集がございましたので、やむなく人材派遣にて対応するための経費計上でございます。

19ページをお願いいたします。06企画費ですけれども、10需用費から13使用料及び賃借料につきましては、12月14日に開催する市制20周年記念式典に係る諸経費について補正するものでございます。18負担金補助及び交付金につきましては、6月補正でも増額をお願いしたところでございますけれども、市制20周年記念事業推進補助金につきましては市内各種団体への周知を進めておりまして、想定を上回る申請をいただいておりますので増額補正をお願いするものでございます。以上で企画部所管の説明を終わります。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□河合振興事務所長（三井大輔）

それでは河合振興事務所所管分の歳出についてご説明をさせていただきます。

30ページ、中ほどでございます。保健衛生費のうち、03生活習慣病対策費の18負担金補助及び交付金の、016暖冬対策指定管理者支援金の補正額20万円につきましては、河合町の健康増進施設ゆうわ〜くはうすの運営費への支援となります。この支援金は令和5年度の暖冬により市内の

スキー場の営業日数が著しく減少し、スキー客が利用する近隣の施設にも間接的にその影響を及ぼした指定管理施設としてゆうわ〜くはうすが今回該当となりましたので、令和4年度との収支の比較により算定し交付するものでございます。以上簡単ではございますが、説明を終わります。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□宮川振興事務所次長兼地域振興課長（清水則久）

それでは宮川振興事務所所管の補正予算について説明いたします。

歳出19ページをお願いいたします。下段の07地域振興費、13使用料及び賃借料、020カーボンクレジット使用料についてですが、現在、宮川町種蔵地区では、人口減少に伴い景観の維持活動に多くの関係人口のボランティアなどに助けられております。しかし、現地までは公共交通機関で来ていただくことが難しく、全ての方々は自家用車、バスで現地入りをされております。景観保全を守る地区としてCO<sub>2</sub>の排出を少しでも解消するために、毎年企業版ふるさと納税をいただいている岐阜県信用農業協同組合連合会からカーボン・オフセット事業の提案がありました。2022年3月に飛騨市ゼロカーボンシティ宣言をしており、その一環として種村地区での秋の活動に試験的に実施するための補正予算を計上させていただいております。また、中ほど、財源内訳をご覧いただきたいと思っております。寄附金を計上させていただいております。種蔵棚田の保全活動の支援をとということで、企業版ふるさと納税として寄附してくださったものを財源補正ということで計上させていただきました。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質問される場合は予算書のページ、または予算編成検討内容のページ、または全員協議会資料など示していただきますようお願いいたします。

○委員（野村勝憲）

概要書の2ページ、企画費のところ。「市制20周年記念事業として市内で行われる各種イベントを支援するための補助金500万円を追加計上しました。」ということが書いてありますが、具体的に内容を示してください。

□企画部長（森田雄一郎）

当初予算でも計上させていただいております。先ほど申し上げたように6月補正においても補正をさせていただいている補助事業でございます。市内の各種団体の方々が市制20周年の機運を高めるべく、4地域の交流を促すというような目的も設定されまして、いろいろなイベントにチャレンジをされている。それに対する補助金の費用でございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、市制20周年記念事業にトータルで年間どれだけ使われるんですか。

□企画部長（森田雄一郎）

金額はここでお示しをしたとおりでございます。件数的には40件程度はいくのではないかなと考えております。

○委員（野村勝憲）

目玉になるのかどうか分からないですけど、12月に何か記念のシンポジウムのようなことをさ

れると聞いていますが、この費用はどうなるんですか。

□総合政策課長補佐兼広報プロモーション係長（土田治昭）

予算書の19ページに消耗品費、印刷製本費、デザイン制作委託料、施設使用料、自動車借上料等、こういった費用で12月14日の記念式典の予算を計上させていただいております。講演の分は市民カレッジの予算から歳出をさせていただいております。

○委員（野村勝憲）

それを入れてトータルで年間どれだけになるんですか。金額で示してください。

□総合政策課長補佐兼広報プロモーション係長（土田治昭）

計算をさせていただいて、後ほど回答をさせていただきます。

○委員（森要）

市制20周年記念事業のことで、7月末時点で29団体で1,500万円、今度補正で500万円ということで、いろいろと周知したことによって増えたということですが、見込みとして40団体ということは、21団体で500万円ということで、その500万円で本当に大丈夫なんでしょうか。30万円とか40万円とか、補助率の小さい件数が多いということなんでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

おっしゃっていただいたように、マックスで一番多くて100万円というボリュームになりますけれども、市民の方々がやるイベントですので大小様々ございます。単純に割り返してみますと、大体50万円程度になってまいります。7月末時点で29件で、40件であれば年度末までで11件というような勘定でございまして、今回の補正予算で大体合致するのかなと考えております。

○委員（森要）

私、計算を間違えましたが、補助率というのは事業費の2分の1を充てるんですか。それとも小さい団体はあまりお金がないから100%ほどを見ているのか、その辺はどうでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

予算説明会のときにもお話をさせていただいたかもしれませんが、既存のイベントをやっているような団体があって、その団体が追加的に市制20周年を盛り上げるためのイベントをやった場合につきましては、その部分について100%補助をさせていただくということです。新規の案件もございますけれども、そこにつきましては80%までの補助率を設定させていただいております。

○委員（森要）

そういった基準というのは、どう決めているのでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

市としては要綱で定めております。

○委員（高原邦子）

今まで29件ぐらいは既にイベントとかをされたということですが、市民の方に言われたのが、あまりにも行事が重なって行きたいんだけど行けなかったと。日程がかぶりやすいのは分かるんですが、そういったところはどのように考えてされているんですか。そちらの方々の好きなときにやってくださいよというものなのかどうか。あまりにも重なっていると、せっかくなのに市民の方が来れないということは考えられたのでしょうか。

## □企画部長（森田雄一郎）

民間の方々がやられることですのでこちらからお願いをすべきものではありませんけれども、ある程度の規模感があればそれなりに調整いただくということが必要かと思えます。ご覧いただいて分かるように、本当に小さな団体の方々がやってみようという場合にあっては、自分たちのスケジュールの中で動かざるを得ないというところがありますので、そこはそのようにご了解いただければと思います。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

予算編成検討資料の9ページ、10ページ、宮川振興事務所のカーボン・オフセットの件ですが、ここに書いてあるのは、要はボランティアに来られる方が自家用車とか公共バスを利用されて各々で来るということで、この試験内容というのは例えば相乗りしてくるとか、そういった台数を減らす程度の取り組みなのか、まだほかに何かあるのでしょうか。

## □宮川振興事務所地域振興課産業振興係長（土田憲司）

カーボン・オフセットの取り組みについては、様々な取り組みを検討しておるものの、種蔵地区においては石川県、富山県、岐阜方面の各方面から関係人口の方が集っておりますので、相乗りということが非常に難しいのが現状です。今回のオフセットについては、岐阜県森林公社が発行している「Jークレジット」というものを購入する形でのオフセットということで試験を行ってみたいと思っております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

そうすると、自家用車とかバスで来られる方のCO<sub>2</sub>の分の森林の購入費というふうに考えてよろしいでしょうか。

## □宮川振興事務所地域振興課産業振興係長（土田憲司）

そのとおりで、車のCO<sub>2</sub>の排出量を算出しまして、その分をクレジットとして購入するという形でございます。

## ○委員（水上雅廣）

どちらかというところ、これは市が買うという予算立てですよね。普通の感覚で言うと、この飛騨市は売る側のほうに立つのではないかなという感覚があるんです。カーボン・オフセット、Jークレジットを使っているいろいろとやり取りをするという取り組みはいいことだと思うんです。ただ、これは実証で種蔵でやられるんですけど、この先も何かこうした方法で市がクレジットを購入していくという方針なのかどうか。どういうふうにしていきたいのか、もう少し丁寧に説明していただけますか。

## □宮川振興事務所地域振興課産業振興係長（土田憲司）

市のゼロカーボンシティという取り組みについては、委員ご指摘のとおり排出量の削減であったり、吸収源の創出での取り組みを今後進めていくということになっております。今回のJークレジットの購入というところにつきましては、排出量の減少というところを検討したものの、なかなかそこが難しいというところで岐阜県信用農業協同組合連合会と共同して検討いたしました。排出量の全部または一部を埋め合わせるという形でカーボン・オフセットを行うということになっております。今後、環境課と相談・検討をいたしまして事業を進めていきたいと思っております。



## ○委員（籠山恵美子）

今のカーボン・オフセットのことがいま一つ理解できないんですけども、最初の説明は分かるんですよ。とにかく種蔵にいらっしゃるボランティアの方々は公共交通機関がないから、車の利用が多いと。そこで排出するCO<sub>2</sub>を削減するためにJ-クレジット制度をつかって何かやるというわけですよ。それは排出量削減のためによくなるものなんですか。お金で解決みたいなものなんですか。

## □宮川振興事務所地域振興課産業振興係長（土田憲司）

今回のカーボン・オフセットの取り組みですが、オフセットというのが埋め合わせるということですので、最終的にはお金で解決しているというのが現状です。こちらの制度ですが、国の制度でして、国のほうでカーボンクレジットというものを生み出す。こちらのほうが吸収源を増やすというか、そういう活動を行っている民間の企業であったり、市で取り組んでいるところもあるんですが、そういった取り組みを促進して、そのものをこちらで購入するということですので、国全体でCO<sub>2</sub>を減らすということに関しては進めているという状況でございます。

## ○委員（籠山恵美子）

国の制度というのは分かるんですけど、要するに仕組みとしては僻地で公共交通機関の不便なところで排出されたCO<sub>2</sub>を、そのクレジットを利用してどこかでそれを吸収してもらいましょうと。吸収してくれるところから何かしらのクレジットを活用して、CO<sub>2</sub>削減に寄与しましょうということなんですよ。種蔵ですと山林も多く、緑も豊かで、本来木が大いにCO<sub>2</sub>を吸収してくれるわけですよ。こういうことを活用するより、外からボランティアでいらっしゃる方に便利な交通ルートというか、手段を手配してあげたほうがもっといいのではないかなと思うんですけど、その辺りはどうなんですか。

## □宮川振興事務所地域振興課産業振興係長（土田憲司）

委員のご指摘のとおり、公共交通機関の新たな整備であるとか、こういったこともいろいろ今後検討が必要かなと思っております。今回のオフセットの取り組みというのも、説明にあったようにあくまでも試験的にやってみたいというところがございます。今回、この試験的にやることによりまして、岐阜県信用農業協同組合連合会と種蔵村のほうがこういう取り組みを行っているという発信によって、種蔵村の住民の皆さんであったり、市民であったり、こういった方々にCO<sub>2</sub>に関する関心を高めてもらうという意味もありますので、まずはこの試験ということでやってみたいなと思っております。

## ○委員（籠山恵美子）

今のお話を伺うと、種蔵の方々にとってみるとやたら車がぶんぶん来て排気ガスをまき散らしていい迷惑だなという感情もどこかであるかもしれないので、そういう方々に、例えばJ-クレジットがあって、CO<sub>2</sub>削減のためのこともちゃんと考えてやりますよということを証明するというか、ご心配要らないですよという担保にするみたいな感覚でこれを実施されていくということですか。

## ●委員長（前川文博）

なぜこのカーボン・オフセットでそれを買うのかというところが多分分からない状態でやっていると思うので、その辺は説明できますか。

## □企画部長（森田雄一郎）

森林がCO<sub>2</sub>を吸収するということでございまして、私どもも昨年度企画部所管で環境課とも一緒になって脱炭素のビジョンの策定を行ってきたところです。今話題になっているところのカーボン・オフセットというか森林資源を活用したCO<sub>2</sub>の吸収源というところも非常にハードルが高い部分はありますけれども、市としてはこれだけの森林資源があつて、きちんと施業を行えば、そこは吸収源として認定されて、地域内の企業がその部分の排出権を購入すれば、それだけ自分の会社の排出量は下がるというところで寄与していくという事業なんです。

そういった事業をこれから少しでも深掘りをして、どこまでできるかというところを考えていきたいと考えておりますけれども、これは多分ものすごく小さい取り組みなんです。そういった小さい取り組みであっても、今までこういったことを市としてやったことがないというのが現状でありますので、実証的な取り組みを民間のJAと一緒にやることによって、そこで多少なりとも知見が生まれると思います。そういった知見を今後の飛騨市全体の脱炭素の取り組みに少しでも生かしていくことができれば、有効な事業なのではないかなと考えております。

## ○委員（森要）

ちょっと分からなくて、こちらは削減に協力して森林を若いやつに更新したりしていて、それを売るんだということなら分かるんですけど、買うということがどうも分からない。売るならいいんですけど、なぜ買わないといけないのか。

## △市長（都竹淳也）

J-クレジットの仕組みは分かっていると思うんですけど、日本全体の話ですから、箱で区切ってあるわけではありません。例えば東京都でも工業地帯でたくさんCO<sub>2</sub>を排出しているのをどこかの森で吸収していたり、あるいは誰かが太陽光発電で頑張ってやった分を使っている人がオフセット、つまり相殺して初めて成り立つという仕組みなんです。その仕組みがないので、それをお金にしてやり取りしようじゃないかということなんです。これが仕組みです。

種蔵自身は吸収のほうなんです。ただ、そこに手伝いに来る人たちが車に乗って名古屋なりからここへ来るまでの間にCO<sub>2</sub>を排出しますから、それが心苦しいのでお金を企業版ふるさと納税で出すから、それでオフセットしてくれないかという話なわけです。なので、飛騨市が出して買うというよりも、企業版ふるさと納税の一部、こういうふうに使ってほしいというものを活用してやるということなので、罪滅ぼしのためにいただいたお金をそのために使わせていただくとご理解いただくといいのかなと思います。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

## □総合政策課長（下通剛）

先ほど野村議員からご質問がございました、市制20周年記念式典の予算額についてお答えいたします。今回の補正を含めまして、式典に要する費用としまして全体で585万円になっております。このうち式典に要する費用が85万円、残りの500万円につきましてはこれまでの20周年の歩みを記しました記念誌を制作する予定でございます。その委託料になっております。なお、市民カレッジの分は教育委員会予算になりますので、この部分については含んでおりませんのでよろしくお願いたします。

## ○委員（森要）

先ほどの市長の説明、分かったようで分からない。要はこれを買っているからこれで相殺するということだと思います。例えば今、ヒダスケ！でいろいろな事業をやっていますけど、そうしたのもよそからたくさん人がいらっしやいます。実証実験ですから、これはよかったなということがあれば、今後もそういうことをやる可能性はあると考えてよろしいですか。あと、飛騨市に観光客が来てくれることはありがたいけど、CO<sub>2</sub>を排出していると。そこまで私たちが見ましようかなんていうことはできない。ヒダスケ！についてはどうでしょうか。

## △市長（都竹淳也）

そこまでは考えていないです。オールジャパンで基本的には考えていくべきものであるということですし、人の移動ということは前提として起こっているということで、その一定の排出量というのは日本全体の中で計算されているということですから、オールジャパンの中でいかに飛騨市が役割を果たせるかという中で森林の施業をすることによって樹木が大きくなる。それによって吸収量が上がる。何もしないと実は下がっていただけなので維持できるようにするとか、そういう役割を果たすということで、局所的に人が来るからその分を何かでオフセットということ全部やろうということは考えていないですし、現実的でもないなと思います。

## ○委員（森要）

だから今の種蔵へ来る人のことも、そこまで考える必要はないのではないのでしょうか。

## △市長（都竹淳也）

我々が考えているというよりも、そういうご提案をいただいて実証事業としてやってみようということですから、積極的に飛騨市として来る人のCO<sub>2</sub>をオフセットするためにJ-クレジットを買っているという話ではないということです。あくまでも種蔵に来る人たちがそういうお気持ちがあっただけのご提案があったので、一緒にやりましょうという話です。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

## ○委員（籠山恵美子）

予算書がどこか出てこないんですけど、説明の中で地域おこし協力隊の減額が出ていましたよね。ざっとした説明だったので中身がもうちょっと知りたいなと思うんですけど。

## □企画部長（森田雄一郎）

地域おこし協力隊のその後の定住の部分に係る補助金について、県の補助金を見込んでいたんですけども、その部分が県の条件と合致しなかったということがございました。具体的に申しますと、定住していただくわけなのでおうちを購入されたという案件がありましたけれども、購入の案件について市の要件としては合うんですけども、県の要件に一部合致しなかったものですから、これは県の補助金を出せませんよということを言われまして、やむなくその部分は減額をさせていただいたという今回の補正でございます。

## ○委員（籠山恵美子）

飛騨市がそういう意味では特別手厚いのか、でも地域おこし協力隊というのは全国にあるし、岐阜県のほかのところにもありますよね。そうすると県の制度そのものが厳し過ぎるのか。合致しない点というのはどこなんですか。

□総合政策課ふるさと応援係長（竹林久緒）

今回は住宅購入の補助になるんですけども、内容としましては3年間賃貸で住まわれて、その後、残価クレジットみたいな形で残りの額を払えば所有できるという内容のものでして、飛騨市としてはその要件で補助金の対象になるんですけども、県のほうがそれでは対象にならないということで減額させてもらっております。

○委員（籠山恵美子）

市のほうは3年賃貸でやって、その後は払えば購入できますよというものを県は駄目だと。あくまでも最後まで賃貸だということなんですか。

□総合政策課ふるさと応援係長（竹林久緒）

県のほうは当初からそういったことが見込まれていた内容の契約だということで、買われる前提で賃貸されていたというところで県の補助金の要件には合致しないということで県の補助のほうを減額させてもらっております。

○委員（籠山恵美子）

もったいないのでこだわってしまいますけど、県の補助率はどのぐらいなんですか。

□総合政策課ふるさと応援係長（竹林久緒）

市の補助額の2分の1になります。

○委員（籠山恵美子）

購入するとなると結構な額になると思いますけど、これは岐阜県でそういうものなんですか。要するに最初の賃貸は認めませんよと。購入なら最初から購入すれば補助金を出しますよということなんですか。

□総合政策課ふるさと応援係長（竹林久緒）

賃貸の補助もあります。購入の補助もメニューとしてあります。今回、補助金の申請前から購入を前提で賃貸されて、購入ということがセットになったような契約ということで、県のほうが初めからそういった前提なら補助の対象外ということで外されております。

△市長（都竹淳也）

ちょっと分かりにくかったと思いますけど、つまり交付決定前に契約したかどうかという議論になっていて、通常は補助金って補助が決まってから買うやつはオッケーなんですけど、補助金が決まる前に契約していると駄目だというのが一般的な補助金のルールなんです。今回の場合というのは最初に賃貸があって、最後に残価を払って購入するというやつが、県の見解だと最初にその前提になっているから、賃貸をし始めたときに買うと契約されたんだというみなしになるわけです。ただ、飛騨市の場合は、最後に買ったときでいいのではないかという判断なので、判断が分かれたということなんです。それで岐阜県の方は対象にならずに飛騨市だけの補助になったということでありまして、これは補助金交付の考え方の問題なので、県が一律にそういう考え方を取っているというよりは、恐らくこの部門のこの考え方なんだと思うんです。見解が違ったということです。これは県の補助金ですから、自分のところはそういう考え方だと言ってしまうとともう何ともならないので、そうですかということにならざるを得なかったということになります。

## ○委員（籠山恵美子）

そうしますと、これから飛騨市のほうが県の補助を取得しやすいように変えていくということなんですか。県の補助もいただけたら地域おこし協力隊の方たちは定住するのに本当にいいだろうと思うのに、考え方が違うからといって県の補助が駄目ですよとなるのは大変もったいないようなことだと思うんですけれども、それを整合させていく歩み寄りには市のほうがしなければならぬということなんですね。

## □企画部長（森田雄一郎）

県のこの補助というのは、個別に細かくメニューが示されているわけではありません。地域おこし協力隊がこの地域において定住をしていく場合のうちの補助対象のメニューが幾つかあって、そこに合致をしているので、私どもとしては県のほうでそういう支援があるのであればありがたいので手を挙げさせていただきますという形で申請をするわけなんです。なので、市の補助制度を県のほうに合わせていくというような考え方は持っておりません。市はあくまでも今いる地域おこし協力隊の方々が3年終わった後でもきちんとここに定住をしていけるような仕組みを、市独自として考えていくべきだと考えております。

## ○委員（野村勝憲）

そうしますと、任期を終えて飛騨市で永住したいという方は現在おられるんですか。この制度がいつから始まったかは記憶にないんですけど。実際にここで住んでいこうという方はいらっしゃるのでしょうか。

## □企画部長（森田雄一郎）

私もどこから始まったかというのは記憶が定かではありませんけど、結構前からございまして、その当時から初期段階においてはここから出てお戻りになられるというような方もいらっしゃいましたけれど、最近の実績からいくと地域おこし協力隊が終わった後に定住される方も結構いらっしゃいます。最近は全員です。トータル的には全員ということではありませんけれども、ただ、かなり高い確率で定住をされております。その方々がずっと飛騨市に永住されるかどうかというところは分かりませんが、高い確率で定住されておりますのでご安心いただければと思います。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

## ◆休憩

## ●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時18分 再開 午前11時20分 ）

## ◆再開

## ●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

## ◆議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

## 【市民福祉部所管】

## ●委員長（前川文博）

議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）について、市民福祉部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

## □市民福祉部長（野村賢一）

市民福祉部所管の一般会計補正予算についてご説明申し上げます。歳入歳出とも、令和5年度分の事業費確定による補正が多くなっていますが、これについては説明を省略させていただき、質疑があれば後ほどお答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず歳出から説明させていただきます。23ページをお願いします。中ほど、12委託料は人工透析療養者通院サービス事業の利用者が増えたため増額するものです。その下、14工事請負費の施設除却工事です。全員協議会でご説明いたしました授産施設の建設を予定し取得した古川町下気多地内の土地ですが、ご案内のとおり民間による障害者就労支援施設を整備したいと考えております。ここに蔵が建っておりますが、当時は文化財的価値があるかもしれないということで取り壊さず残しておりましたけども、それがないということが分かり、今回取り壊しを行うものであります。その下、899療育フォーラム負担金ですが、これは毎年実行委員会形式でウェルビーイングフォーラムを開催しており、今年の12月には第5回を開催しますが、少し規模を拡大したいということで増額するものでございます。なお、フォーラムのメインタイトルは「すべての小中学校に「学校作業療法室」」、サブタイトルは「小学生から大人まで、社会参加まで切れ目のない支援」ということで、アメリカでも活躍される作業療法士、松田直子先生をお迎えし、盛大に開催する予定でございます。

24ページをお願いします。老人福祉費の、19扶助費、028老人福祉施設措置費の増額は和光園職員の処遇改善に係るものです。

ページの一番下、子育て短期支援事業委託料は、いわゆるショートステイですが、利用見込みが増えたため増額させていただくものです。

少し飛んで、27ページをお願いします。06児童手当費の19扶助費です。令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略に基づき児童手当法が改正され、令和6年10月分、初回支給は令和6年12月になりますけども、そこから所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の額及び算定方法の見直しを行う制度拡充が実施されることになりました。これにより今回増額するものでございます。なお、手当の支払い月は年3回から隔月の偶数月で、年6回に変更となります。

29ページをお願いします。一番下から3つ目、011飛騨市医療提供体制整備補助金です。これは古川町内で唯一、古川病院に耳鼻科があるわけでございますけども、こういった希少な診療科を存続させるため、医療機器の更新に対して補助を行うというものでございます。今回更新する

機器は内視鏡とオーディオメーターという聴力を検査する機械です。補助金は事業費の4分の1以内、上限は150万円です。

30ページをお願いします。上から2段目、02予防費のうち、115予防接種委託料は新型コロナウイルスワクチン定期接種の委託料です。接種見込み者数を2,100人と見込んでおります。

その3つ下、04母子保健費の267産後ケア事業委託料です。産後ケア事業は、産後に心身の不調や育児不安のある方などに対して助産師等専門職がサポートするものです。病院等へ数日宿泊する宿泊型、助産院等へ通うデイサービス型、助産師等が家庭訪問するアウトリーチ型があり、助産師等が母乳指導、生活指導、育児指導などを行います。事業の周知が進み、利用数が増加したため増額するものです。

次に歳入について説明します。10ページにお戻りください。一番下、民生費負担金です。次ページの上段になりますが、003人工透析療養者通院サービス利用者負担金は、利用者の増加によるものです。

その下、01民生費国庫負担金のうち、中ほどにございます004児童手当給付費負担金は、歳出で説明いたしました児童手当の制度拡充により増額されるものでございます。

12ページをお願いします。上段、民生費国庫補助金のうち、001子ども・子育て支援交付金は、歳出で説明しましたショートステイにかかる経費に対し、国・県・市がそれぞれ3分の1を負担するものです。下段、民生費県負担金のうち、003児童手当給付費負担金ですが、国負担額は増加したのに対し県負担額は226万円の減額となっております。これは制度改正に伴い国と県の負担率が変わったため、国の負担分が増え、県の負担分が減ったということでございます。

少し飛んで15ページをお願いします。下段、雑入の一番下、011新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金は、国や県からではなく、基金管理団体から交付されるため雑入として歳入いたします。以上、簡単ですが説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

予算書30ページの産後ケア事業委託料のことですが、これをもう少し説明してもらいたいんですが、利用者数が増加したということなんですが、どれくらい増加しているのでしょうか。どのくらいの方が当初予算で受けていらっしゃるのでしょうか。

□保健センター長（小洞尚子）

当初予算としては、特に訪問のところがお1人2時間掛ける7回掛ける15人というところで予算を取っておりましたが、今は7割くらいの方が使われるということで、訪問のところを増やさせていただいて、37人が使うような計算で予算を出させていただいております。やはり今は皆さんが使われる。心身に不調のある方のみではなく、レスパイトということでも使われるということで、ぜひたくさんの方に使っていただきたいと思います。

○委員（高原邦子）

すぐに計算できないんですが、大体お1人1回当たりはどのくらいになるんですか。

□保健センター長（小洞尚子）

訪問型につきましては4,500円ということで委託料としてありますが、個人負担としては1回

400円という形で割安で使えるような制度となっております。

○委員（高原邦子）

この産後ケアというのは本当に大切なものだと思うんですけど、このように利用数が増加していくということはいいことなんですけれど、どのように努力されて利用者数が増えたのでしょうか。出産数が減ってきていると言われている中、頑張っているんじゃないかなと思うんですがいかがですか。

□保健センター長（小洞尚子）

今産前の施策の中で「わたしの助産師さん むすび」と言って、助産師が相談事業に乗っているということ、それから産前産後ママサポプロジェクトという形で「ここにこルーム まるん」という産前産後の方が関わるような事業もございます。今は全国的に妊婦のところでも訪問が始まりましたが、飛騨市においては母子手帳の交付をさせていただいてから妊婦の間に一度は必ず保健センターでお会いして、産後のプランを立てていくというようなことを徹底しておりますので、使った方はいいなということが分かって、またリピーターとして使われるというような形だと思います。

○委員（高原邦子）

最後にしますけれど、これって古川町とか神岡町とか、割合的にはどうなのでしょう。神岡町の方も多く利用されているというところはあるでしょうか。その辺はいかがですか。

□保健センター長（小洞尚子）

神岡町はお産をするところがそばにないということもありまして、助産師がきめ細やかに関わっていらしゃいます。宮川町など遠距離のところも助産師が行っているということが現実にあります。

○委員（住田清美）

児童手当のことをお尋ねします。子育て応援課ということで児童手当が拡充されることは大変いいことだと思います。ただ、この増額分について国がちょっと増えて、県はちょっと少なくなったというような説明はあったんですが、この拡充に伴いまして市の負担が大幅に増えるようなことはないのでしょうか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

県と市は同じ額だけ負担する形になっておりますので、この拡充に伴って大幅に市の負担が増えるといったことはございません。

○委員（住田清美）

支給が今までの3回から隔月ということで、もらうほうにとっては大変身近なことになると思うんですけど、支給する側としては回数が増えることによって事務量の負担になりますか。それともシステムがやってくれるので大丈夫ですか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

委員ご指摘のとおり事務負担としては当然出てくると考えております。しかしながら、システムの改修も併せて進めさせていただいておりますのである程度の軽減はできるんですけども、今の3回が6回になったことによって全く同じ事務量なのかといたら、そうではないと思っております。



○委員（高原邦子）

児童手当の所得制限がなくなるということで、飛騨市にとってはどのくらいの影響がありますか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

細かい数字を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○委員（籠山恵美子）

予算書24ページ、扶助費。先ほどの説明だと和光園職員の処遇改善に300万円の補正ということでしたけど、もうちょっと具体的に内容を教えてください。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

和光園への措置費につきましては、介護報酬の改定が令和6年度ございました。処遇改善で介護スタッフの報酬が上がっています。養護老人ホームのスタッフの措置費は各市町村で決めることができるんですけども、国のほうから措置費につきましても介護報酬に合わせて各自上げることが検討してくれと。それは普通交付税のほうである程度見ることがありますのでということで通知が2月とか3月にありまして、国の基準に伴って算定いたしまして、今回300万円をあげさせていただいたというところでございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

予算書の24ページの最下段、子育て短期支援事業委託料ですけれども、予算編成検討内容のところには中身が大体書いてあるんですけども、ここの内容を少し詳しく説明していただけますでしょうか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

子育て支援事業というのは、親御さんのいろいろな状況で子供を見ているというか、育児が困難な時期があった場合に一時的に児童を保護するということで、近いところでいうと高山市のほうにある児童養護施設とか、里親制度といって飛騨市にも登録している方がいらっしゃいます。そこにショートステイということで2日、3日、4日という短期で預かっていただくというような制度でございます。今回の場合は、市内の里親を利用されるということでやっております。6月から7月の間で当初予算で見込んでいたものを使い切ったものですから、これからも定期的に使われるということになりそうなので、3月までの7か月間の必要な日数で計算しますと98日なんですけど、その分を予算で見込んだというところでございます。

○委員（澤史朗）

対象が児童ということなんですが、児童だと小学生くらいまでなのかと思いますけれども対象年齢はあるのでしょうか。

□子育て応援課子育て政策係長（伊藤靖朗）

制度自体の対象年齢としましては、18歳までの児童が対象になるという形になります。

○委員（澤史朗）

里親登録をされているところで支援をお願いするということなんですけども、現在市内に登録をされている方というのは何件くらいあるのでしょうか。

## □子育て応援課子育て政策係長（伊藤靖朗）

現在、市のほうに登録をいただいている里親につきましては4名の登録をいただいております。また、県のほうで認定里親という長い研修を受けられた里親等についてもショートステイということで委託をできるような形になっております。

## ○委員（籠山恵美子）

全員協議会の資料05「古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地の障がい者就労支援施設整備としての活用について」の中に活用方針ということが書いてありますけれども、改めて確認したいなと思うんですが、公募というのはどんな形でやるのか。それから「事業者の選定にあたっては、地元住民の意向に対する配慮を行うことを条件とする。」と書いてあるんですが、当初なかなか難儀だったこの土地の購入ということも併せていろいろあるんでしょうけれども、この条件は具体的にどのように応募する方に提示するのか教えてください。

## □市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今回の公募につきましては、仕様書の中で地元の方への配慮ということで東屋の整備であったり、駐車場を土曜日、日曜日に子供会とかに無料開放してほしいとか、無償貸与をされる事業者を公募する中の条件としてそれを入れさせていただいて公募をするという形で考えております。障害者就労支援施設というのは障害者の就労継続支援A型とかB型と言っている事業所になりますけれども、こういった障害者の就労支援事業をやられる事業者を、無償貸与ということで公募するというごさいます。

## □市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

先ほどの高原委員からのご質問につきまして回答させていただきます。今回制度改正に伴いまして、今までは所得制限オーバーでもらえなかった方が新たに受給権が発生したという方になりますと、約9世帯の方が対象となっております。

## ○委員（中田利昭）

予算書30ページの産後ケア事業委託料にちょっと該当するかどうか分からないですけど、令和6年度中に生まれるお子さんの数というのは把握していますか。大変少ないと聞いたんですけども。

## □保健センター長（小洞尚子）

少ないということですが、今年度の分は定かではないです。昨年度は99人出生ということでした。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

## ◆休憩

## ●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

( 休憩 午前11時42分 再開 午前11時43分 )

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第83号 令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

●委員長（前川文博）

議案第83号、令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第83号、飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ7,363万7,000円を追加し、総額を26億2,323万7,000円。直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ36万8,000円を追加し、総額を1億9,496万8,000円とするものです。

最初に事業勘定から説明いたします。5ページをお願いします。歳入です。上段の県負担金ですけれども、保険給付費等交付金の002特別調整交付金分につきましては、河合診療所における自動高圧蒸気滅菌機購入に係る特別調整交付金を事業勘定で歳入するものでございます。005特定健康診査等負担金分（過年度分）につきましては、令和5年度分の精算分です。

下段、001前年度繰越金は、令和5年度決算確定に伴うものでございます。

次ページをお願いします。歳出です。上段、基金積立金です。国保財政調整基金積立金。地方財政法第7条の規定により、決算剰余金の2分の1を下らない金額の積み立てでございます。

中段、06諸支出金のうち、過年度県支出金精算金は令和5年度の保険給付費等交付金の精算分で、過年度国庫支出金精算金は令和5年度健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の精算分です。

下段、直営勘定繰出金は、河合診療所の自動高圧蒸気滅菌器購入に係る特別調整交付金として歳入した分を直営勘定へ繰り出すものでございます。

次のページをお願いします。予備費については財源調整をさせていただいております。以上が事業勘定です。

次に直営診療施設勘定について説明します。

11ページをお願いします。歳入です。03繰入金、01事業勘定繰入金は高圧蒸気滅菌機の購入に対する交付金です。

下段、02他会計繰入金は歳入歳出の調整に伴う増額です。

04繰越金は前年度純繰越金、令和5年度決算に伴う繰越金の調整です。

次ページをお願いします。雑入は、オンライン資格確認システムの導入に対する社会保険診療報酬支払基金からの助成金です。

続いて13ページをお願いします。歳出です。上段、施設管理費の一般管理費は、オンライン資

格確認システムの導入に必要な無線LANルーターやデータ利用料等の各種経費分です。26公課費は令和5年10月開始のインボイス制度により義務となった消費税申告の納税額です。

下段、医業費の医療用機械器具費の備品購入費は、高圧蒸気滅菌機の購入に係る入札差金の減額補正です。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第84号 令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）

●委員長（前川文博）

議案第84号、令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第84号、令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ915万1,000円を追加し、総額を5億555万1,000円とするものです。

4ページをお願いします。歳入です。04繰越金、01前年度繰越金は、令和5年度決算確定に伴うものです。

05諸収入、001広域連合納付金過年度精算還付金につきましては、令和5年度保険事業負担金の精算に伴うものでございます。

次ページをお願いします。歳出です。01総務費、26公課費は令和5年度決算確定に伴い消費税の納付が発生したことによるものでございます。

04予備費については財源調整をさせていただいております。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第85号 令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）

●委員長（前川文博）

議案第85号、令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）を議題といたします。説明を求めます。

## □市民福祉部長（野村賢一）

議案第85号、令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険勘定の歳入歳出にそれぞれ2億1,744万7,000円を追加し、総額を35億3,214万7,000円。事業勘定の歳入歳出にそれぞれ376万円を減額し、総額を1,824万円とするものです。

歳出から説明します。9ページお願いします。01一般管理費につきましては人件費等の調整でございます。中ほど、02保険給付費の479要介護者高額医療合算介護給付費は不足が見込まれるための増額です。

次ページをお願いします。03地域支援事業費につきましても人件費の調整でございます。

次ページをお願いします。04保健福祉事業費です。これまでは要支援1、2のケアプランは地域包括支援センターの職員が作成しており、その一部を居宅介護支援事業者へ委託しておりましたが、国の制度改正がございまして、10月からご利用者と居宅介護支援事業者の間で直接契約が可能となりました。一番上の023事業勘定繰出金は、直接契約のプランを見込み、事業勘定の委託料が不要となるため、その分の繰り出しを減額するものです。

その2つ下、028介護予防サービス支援計画助成金につきましては、居宅介護事業者へ支払われる岐阜県国民健康保険団体連合会からの給付費が1件当たり4,720円と少額であることから、これまでの委託料とのバランスを考慮し、1件につき2,000円の上乗せ助成を行うものであります。また、031介護サービス事業支出助成金につきましては、本年より新たな取り組みとして市内デイサービス事業所とサービスの在り方を検討する機会を設けており、市とともに提案などによりデイサービスを魅力あるものに実施する事業所の取り組みに対し、備品購入等の助成を行うこととしたものでございます。

中段の06諸支出金の02償還金でございます。こちらは令和5年度実績確定による精算金でございまして、内容につきましては介護給付費負担金と地域支援事業交付金等でございます。

下段、07予備費は全体の財源調整をさせていただくものでございます。

6ページにお戻りください。歳入でございますが、03国庫支出金から8ページの07繰入金につきましては、人件費等歳出計上に伴う調整をさせていただいております。

8ページの下段、08繰越金でございます。前年度純繰越金は令和5年度決算確定に伴うものでございます。

続きまして、24ページをお願いします。こちらは事業勘定の歳出になります。02事業費、01介護予防サービス計画費でございます。183介護予防サービス計画作成委託料は、先ほど説明しましたように10月からご利用者の居宅介護支援事業所との直接契約により委託料を減額するもので、月平均135件分ほどを直接契約に移行できるものと見込んでおります。

23ページにお戻りください。歳入でございますが、直接契約になることにより、01サービス収入、02繰入金が減額となるものです。

下段、03繰越金でございます。前年度純繰越金は令和5年度決算確定に伴うものでございます。以上で説明を終わります。

## ●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

## ○委員（籠山恵美子）

予算書の11ページ、説明がありました保健福祉事業費の中の031介護サービス事業資質向上助成金、40万円と金額が少ないなと感じますが、これは何件を想定して、備品購入というのはどんなものを予定しているんですか。

## □地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

インセンティブ助成金としまして10団体で4万円ほどの取り組みに関わった費用を助成するものでございます。それにつきましては、取り組みにかかったデイサービスの働くデイサービスというところで、ラミネーターの購入とか電動マルチナイフというヨシとかの間を切ったりするような道具を購入するような形で、大体1団体4万円の上限で見込んでおりまして、10団体ということで40万円でございます。

## ○委員（籠山恵美子）

これに特定してもいいですけど、こういう金額を決めるときというのは受け手側の、いただくならこういうものというような、ある程度見積もりを提示されて金額を決めていくのか、担当課の予算の範囲内で均等割りしていくのか、こういうものってどういうものなんですか。もうちょっと金額を上げて資質向上に寄与したらいいと思いますけど。

## □地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

各団体と4月に先進地の視察を行いまして、各デイサービスで何を取り組むかというところを今検討していただいている状態です。その検討につきましては私たちも一緒に入らせていただいたり、相談にのる中で何を行うのかまずチャレンジするということから始めるものですから、その中でこういう事業ならラミネーターをとというのがお話がありまして、大体この金額でスタートができるだろうという話をしていく中で4万円という数字を出させていただいております。各デイサービスでばらばらなので、話を聞いて決めているという形になります。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

## ○委員（高原邦子）

介護予防サービス計画作成委託料とかが出ていましたけれども、マイナスになっていますね。それは直接事業者とサービスを受ける方がやるということなんですが、問題とかは発生しないんでしょうか。心配になってくるんですけど、その辺は利用者の方は分かっているんでしょうか。

## □地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

今は地域包括支援センターのほうで受けて、それを委託をかけているという間を挟む形になっております。それを直接契約にすることで今とほぼ変わらない形になります。逆に言えば地域包括支援センターと契約をしなくてもよくなるものですから、少し簡素化にはなるかなというふうに思っております。また、その中で包括支援センターも困難ケースとかいろいろなケースについて相談に乗るような体制を取っておりますので、市民にとって悪い影響はないというふうに思っております。

## ●委員長（前川文博）

正午を回りますが、このまま続けます。

○委員（高原邦子）

そうしますと、今までなぜ直接契約ということができなかったんですか。

□地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

要支援者につきましては地域包括支援センターで直営で持つ、また、要介護の方については各居宅介護支援事業所で持つというふうに国のほうで区分けをされておりました。それが10月から地域包括支援センターの持っている要支援者の数が増えてきているという状況もありまして、それを移行して居宅介護支援事業所のほうで受ける形を取ろうということで、直接契約できるように国のほうで変わったということです。地域包括支援センターの負担が様々な相談ケースで増えているものですから、それを軽減するという目的もあり、居宅介護支援事業所のほうに受けていただくという形になっております。

実情としましては、地域包括支援センターで受けたものを結局またつなぎで受けている部分がありまして、要介護になったときにそのまま引き継げるというメリットもあるものですから、そのような形でいったほうが市としては有効かというところで、直接契約のほうに移行しているということです。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後0時01分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

【環境水道部所管】

●委員長（前川文博）

議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）について、環境水道部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

環境水道部所管の補正予算について説明をいたします。

30ページをお願いいたします。04衛生費、01保健衛生費のうち、06環境衛生費でございます。

こちらの14工事請負費、031施設撤去工事についてが環境水道部所管の事業でございます。こちらは現在、道の駅アルプ飛騨古川に設置してございます、市所有の急速充電器の撤去工事でございます。こちらの急速充電器は平成27年に設置しておりまして、当初8年間加盟店契約によりほぼ市負担がないということで契約をしておりましたが、8年が過ぎました令和5年に1回加盟店契約が切れました。その段階で、同時期に契約が切れる神岡町の道の駅宙ドーム神岡のほうは民間事業者に譲渡をしたわけでございますが、道の駅アルプ飛騨古川につきましては、土地が国土交通省の土地であったということからそのまま民間へ譲渡できなかったため、加盟店契約を延長してこれまで運営をしております。その保守契約が令和7年3月に終了をいたしますので、同時に加盟店契約も解除となります。その後をどうするかということで検討をしておりますが、事業者が直接国土交通省のほうから土地を占有して設置できるという協議が整ったため、市所有のものは撤去いたしまして、撤去後は民間事業者が新たに機器を設置してサービスを提供するということになりましたので、今回施設の撤去工事の補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

参考までにですが、道の駅アルプ飛騨古川と道の駅宙ドーム神岡の急速充電器は使用台数が増えているのか、どういった傾向なのでしょう。

□環境課長（忍哲也）

使用実績でございますが、道の駅アルプ飛騨古川が平成27年に345回、令和2年に1,018回ということでかなり増えまして、令和5年は1,895回ということでかなり増えている状況でございます。1日に置き換えると大体5～6回利用されているような状況でございます。

道の駅宙ドーム神岡につきましては若干増減しているんですが、平成27年が567回、令和2年が1,003回ということでかなり増えました。令和5年は715回と減少しているところでございます。

1日当たり2回程度の利用ということで、ちょっと少ないかなという状況でございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時04分 再開 午後1時05分 ）



## ◆再開

## ●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

## ◆議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

## 【農林部所管】

## ●委員長（前川文博）

議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）について、農林部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

## □農林部長（野村久徳）

一般会計補正予算（補正第2号）を予算書により説明いたします。

歳入は全て歳出に関連しますので、歳出で併せて説明いたします。33ページをご覧ください。上段、03農業振興費、18負担金、補助金及び交付金のうち、217多面的機能支払交付金の減額は事業量減に伴う減額補正です。それに係る歳入も減額しております。963みどりの食料システム戦略推進交付金は慣行農業から有機農業に切り替える生産者を支援する国の事業です。1名の該当があり、増額補正するものです。次に、22償還金、利子及び割引料、033過年度県支出金返還金は、多面的機能支払交付金において県の調査により該当農地が田から畑に変更されたため、単価が減少した相当分を返還するものです。

下段の表、03市有林管理費は、一般財源から国・県支出金に財源補正を行うものです。古川町信包地内にある市有林の散策路整備に必要な経費について県の補助金を要望したところ、全額採択されたため財源を補正しました。歳入の県支出金を同額増額補正しております。以上で、農林部所管の補正予算の説明を終わります。

## ●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

## ○委員（森要）

33ページの多面的機能支払交付金について伺います。3つの組織が活動を終了したため交付金が減少したということですが、事業をやろうとしていたものをやらなくなったのかどうか、その辺を聞きます。

## □農林部次長兼農業振興課長（柚原徹守）

活動組織のほうで高齢化が進んでおるということと新たな会員が増えていない状況があるということ、必要性は感じておられますが、それなりの負担が増えておるということでやめられたと伺っております。

## ○委員（森要）

高齢化等もあって、予定していた計画もやらないものがあったということですか。

## □農林部長（野村久徳）

少し補足をさせていただきます。例えば中山間地域等直接支払制度とか、あるいは多面的機能支払交付金も集落の負担が増えてきているのは事実なんです、今回の場合は、多面的機能には集落の維持をするような活動と、例えば用排水路の漏れがあったり目地詰めするような細かなこ

とがこの事業でできるんです。そちらのほうが終わって、集落の維持活動は中山間地域等直接支払のほうでカバーできるので、今回下りたという地区も中にはございます。

○委員（森要）

分かりました。もう1つは返還金の理由で、農地の地目の不一致で令和5年度交付金の過大な交付があったため返還ということのを伺いました。令和4年度とかそれ以前の交付金はどうだったのでしょうか。

□農林部次長兼農業振興課長（柚原徹守）

それ以前には該当農地であったものでございますので、抽出検査によって地目が違っているということが分かったということですので、当該年度の交付金の返還ということになります。

○委員（森要）

遡ってやることはなかったということですね。

□農林部次長兼農業振興課長（柚原徹守）

そのとおりでございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

説明にはなかったんですが、31ページの農業委員会の報酬とかの減額補正が出ております。これはどういったことで減額補正になったのでしょうか。

□財政課長（上畑浩司）

予算書の31ページ、農業委員会費の報酬につきましては会計年度任用職員の分でございますので、人件費に関わるものでございます。

○委員（高原邦子）

そうしますと、その方がいなくなったわけではなくて報酬が下がったということなんですか。

□財政課長（上畑浩司）

今回の場合は、当初予算計上額が1名分計上しておりましたけれども、それが配置換え等で農業委員会費に送られる人ではないということから、全額落としたというものでございます。

○委員（高原邦子）

担当者はいないということなんですが、農業委員会ってとても大切だなと思っているんですけど、マネジメントをしていく上で大丈夫なのでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

おっしゃるとおりで、農業委員会は農地法だとか今だと耕作放棄地の問題だとか、非常に業務も増えております。今農業委員会事務局長が1人と、もう1人ベテランの職員で一度市役所を退職された経験者を雇用させていただいて、それで業務は滞りなく進んでいるという状況でございます。

○委員（高原邦子）

兼業されているということですね。その方は農業委員会オンリーで働いているというわけではないんですね。この報酬を下げたということはいかがなものなんですか。

□農林部長（野村久徳）

今私がベテランで経験者の方と申し上げたのは再雇用というか、職員であります。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時12分 再開 午後1時13分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

【商工観光部所管】

●委員長（前川文博）

議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）について、商工観光部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

補正予算（補正第2号）の商工観光部所管について説明をさせていただきます。

予算書にて説明をさせていただきます。31ページをお願いいたします。中ほどの01労働諸費、18負担金、補助及び交付金、201人材確保支援事業補助金です。この補助金は、就職フェアへの出展や就職情報サイトの掲載費用などに対し助成を行うものですが、秋から冬にかけては翌年度末卒業の学生を狙った情報発信を開始する事業者が多く、補助金活用が増える見込みがあるため100万円増額するものです。202市民雇用奨励金、203定住就職者奨励金につきましては、当初予算でそれぞれ5名分を計上しておりましたけれども、現時点で申請を受け付けている実績に合わせ増額させていただくものです。

次に、34ページをお願いいたします。下段の02商工振興費の08旅費です。7月に友好都市である台湾新港郷内に飛騨市物産を扱うアンテナショップを3店設けさせていただきました。今後、同店舗への輸出物品を増やしつつ、輸出実績をもって中規模から大規模バイヤーへの営業活動を強化していく必要がございます。また、昨年度から度重なる営業行うことで、台湾国内バイヤーとの信頼関係が構築されておりまして、同バイヤーの中華系ネットワークを通してベトナム及びマレーシアから飛騨市産品への引き合いが来ております。この機会を逃さず、台湾への営業を継

続するとともに、マレーシアもしくはベトナムへの営業を行うため輸出アドバイザーと職員の渡航予算を計上したものです。その下の299商工業活性化包括事業補助金につきましては、該当する案件が出てまいりましたので小規模事業承継促進補助金で200万円、事業拡大促進補助金で100万円の増額を計上したものです。

次に、35ページをお願いいたします。03観光費、10需用費です。これは、このたび世界文化社から飛騨市が推進しております薬草のまちづくりをテーマにした本が出版されることになりましたけれども、関係各所を取材して丁寧にまとめてありまして、市の取り組みが大変分かりやすく伝わるものとなっておりますことから、この事業のPR等に活用するため1,000冊を買い上げさせていただくものです。財源内訳に寄附金と記載しておりますが、これは企業版ふるさと納税を充当するものです。次に、12委託料、311地域おこし協力隊委託料につきましては、薬草のまちづくりに関しまして新たな地域おこし協力隊を募集してありましたところ、大変よい方に応募いただきまして、任命することが決定いたしましたので、その方への委託料と活動費を計上したものです。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

商工振興費として300万円計上されたということですが、小規模事業承継促進補助金と事業拡大促進補助金ということですが、これは何件分ですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

3件分でございます。

○委員（野村勝憲）

3件は古川町と神岡町のどちらかだと思いますけども、古川町だけですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

3件分の内訳につきましては、現在神岡町にあります飲食店のリュウエンさんが昨年12月に火災に遭われまして焼失しているというところで、近隣に新しいお店を再建されるということでございます。あとは古川町殿町にありました飲食店のいなほさん。こちらにつきましても、相続の問題等につきまして現在店舗のほうを閉めている状況でございますが、こちらも近隣に新しくお店を設けたいという相談がありましたので、こちらが1件。あともう1件は高山市に本社がありますすみれリビング株式会社が古川町朝開町のちょうど飛騨警察署の横に自分で持っている土地にトレーラーホテルを造りたいというような話がありましたので、そちらの3件分でございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

## ◆休憩

## ●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 1 時19分 再開 午後 1 時21分 ）

## ◆再開

## ●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

## ◆議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

## 【基盤整備部所管】

## ●委員長（前川文博）

議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）について、基盤整備部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

## □基盤整備部長（森英樹）

基盤整備部所管の補正予算のご説明をいたします。

初めに歳入から説明いたします。予算書の10ページをお願いします。中段になります。13分担金及び負担金、04災害復旧費分担金、01農地農業用施設災害復旧費分担金につきましては、5月27日から5月29日の豪雨災害により被災した農地3か所について15%の受益者分担金を補正するものです。

12ページをご覧ください。上段になります。15国庫支出金の06災害復旧費国庫補助金、001公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、こちらも5月27日から5月29日の豪雨災害により被災した道路、河川等の公共土木施設について国補助を受けるものです。補助率は66.7%です。

次ページをお願いします。県支出金の下段になります。09災害復旧費県補助金、001林業用施設災害復旧費補助金。こちらも5月の豪雨災害により被災した林道施設1か所について国補助を受けるものです。補助率は50%です。

続いて、18ページをお願いします。歳出についてご説明いたします。初めに、02総務費、01総務管理費の下段になります。14工事請負費、034危険空家等除却工事は、令和5年度に略式代執行が保留となった神岡町釜崎の特定空家について、相続権者が不在であることが確認できたことから、再度建物除却に係る工事費を今回増額補正するものです。なお、2つ上の11役務費、003手数料は空き家内にある家財道具一式の処分に伴う手数料です。

34ページをご覧ください。07商工費の下段になります。04施設管理費、10需用費の006修繕料は指定管理施設の設備の老朽化等による突発修繕が今年度多数出てきており、過去の実績を勘案すると今年度予算が不足することから追加補正するものです。その下、14工事請負費の002維持修繕工事は、流葉温泉Mプラザの浴槽において温泉水を補給するための電動弁が故障し、温泉施設の機能維持が困難になっているため修繕工事を増額するものです。その下、備品購入費の002機械器具購入費は、黒内の飛騨古川ふれあい広場の人工芝を管理する機器について、機器の機能

を最低限のものに見直し、より安価に購入できたことにより、その不用額を減額するものです。35ページをご覧ください。上段です。18負担金、補助及び交付金の016暖冬対策指定管理者支援金につきましては、令和5年度の暖冬により収支が悪化した観光系の指定管理施設のうち、影響が大きく市の支援が必要な2事業者、ひだ流葉スキー場・Mプラザ・飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場及びホテル季古里について、収支に基づいて算定した支援額の増額補正をするものです。なお、制度の詳細につきましては、別添資料の予算編成検討内容の25ページに記載しておりますのでご確認ください。

続いて下段、08土木費の01道路橋梁総務費の17備品購入費、003車輛購入費は、宮川町の除雪機械購入に伴う入札差金の減額補正です。落札率は64.72%でした。その下、02道路維持費の財源補正ですが、その入札差金について国費分を除雪費に財源補正するものです。

次ページをお願いします。上段になります。03道路新設改良費、14工事請負費の013道路新設改良工事は、かわいスキー場線の舗装工事について、7月の災害復旧と併せ老朽化する舗装改良部分を、年度を前倒しで同時施行することで施工性向上と経費縮減を図るため、今回工事費を増額補正するものです。その下、18負担金、補助及び交付金の003県営事業負担金は、神岡町麻生野地内の国道471号など県所管の県道事業が当初予算を上回って事業進捗をすることから、市の負担金分について増額補正をするものです。

中段になります。05住宅費の02住宅対策費、18負担金、補助及び交付金の370景観建築物等整備事業補助金は、古川町市街地の景観形成地区において街並み環境に沿った住宅の新築・改築の申請が当初の想定を超えてあったことから、補助金を増額補正するものです。

39ページをお願いします。下段になります。11災害復旧費、01農地農業用施設災害復旧費、14工事請負費の029災害復旧工事は、神岡町地内の農地災害3か所について工事費を補正するものです。

次ページをお願いします。上段になります。02林業用施設災害復旧費の14工事請負費、029災害復旧工事は、古川町地内の林道災害1か所について工事費を補正するものです。なお、国の災害査定は9月10日に行われまして、査定率は100%でした。

中段になります。01土木施設災害復旧費の13使用料及び賃借料、011重機借上料は小規模災害の崩土除去など重機による現場対応に伴うものです。その下、14工事請負費の029災害復旧工事は、古川町地内の急傾斜地災害1か所、神岡町地内の河川災害4か所、道路災害3か所について工事費を補正するものです。なお、国の災害査定は8月6日から8月9日で行われ、査定率は88%でした。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（森要）

土木費の住宅対策費、全員協議会資料の01-1の4ページに「景観形成地区における景観に配慮した建築を予定する市民を支援するため、補助金100万円を追加」と。これは当初はなくて、途中から出てきたという背景はあるのでしょうか。

□基盤整備部長（森英樹）

当初2か所を見ておりましたけれども、それ以上の申請があったということで補正するもので

す。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

昨年度の暖冬により影響を受けたスキー場やその近隣6施設に対して1,300万円ということで、資料には2スキー場とすば～ふる以下流葉コテージまで6施設ということなんですけど、1,300万円を一律になのか、それとも各施設で違いがあるのでしょうか。

□建築企画監（砂田健太郎）

対象となっている施設につきましてはホテル季古里、ゆうわ～くはうす、飛騨かわいスキー場、ひだ流葉スキー場の4つとなります。算定の対象としましたのは、ぬく森の湯すば～ふるとやまびこ学園のほうも算定の対象にしましたけれども、決算の状況などから交付額がゼロ円となっております。交付の内訳としましては、ホテル季古里に250万円、ゆうわ～くはうすに20万円、飛騨かわいスキー場に30万円、ひだ流葉スキー場等に1,020万円という内訳となっております。

○委員（籠山恵美子）

今の関連で、資料の01-2を見ているんですけど、これの27ページに書かれてありますことを具体的にもうちょっとご説明をお願いしたいんですけども。6の「支援金以外による指定管理者への対応についての検討」ということが書いてありますけど、このことについては「暖冬等の指定管理者の責によらない理由による損失」、「今回のような方法で支援することが必要と考えている。」と書いてあるんですが、近年の地球温暖化を考えると暖冬は当面続くのではないかなと思うんです。そのときにそれをきちんと補填する、支援するということが大事なことなんですけれども、地球温暖化の変動と絡めて中期的に考えた場合に、この方法が一番いいという考え方でしょうか。

□建築企画監（砂田健太郎）

暖冬の見込みにつきましては、ここ数年の状況を見ておりますとこれまでよりも増えておるといところは感じますし、今後増える可能性は高いということは考えられますけれども、今後頻度について確定的に見込むということは難しいと思いますので、そういう状況になったときに程度に応じて支援をするということまでしか、あらかじめお約束するということが難しいのかなと思っております。ですので、現指定管理者の方に対してはこのような形で事後に支援をさせていただく内容を決めて、ご相談をさせていただくということで対応したいと考えております。

○委員（籠山恵美子）

26ページの4の「支援金の財源は」というところを読みますと、「補正財源として積立しておいた財政調整基金を活用する。」という書き方もしてあります。実際、市内のこういう施設を見ても、収入の額の小ささからすると施設ごとで独自にいざというときの積立金をつくっておいてくださいなんて言える状況ではないですよ。そうすると、やはり所有者である飛騨市が建物の維持のためにどうするかということなんですけれども、考え方を施設ごとにするのか、カテゴリーされた建物で観光施設だったら観光施設ごとのいざというときのための積立をつくっておくのかとか、いろいろこれから考えていかなければいけないかなと思うんですけど、今回の財政調整基金を使う、こういうやり方がいいのではないかなというふうな説明が書いてあるんで

すよね。ここに書いてあるのは、それではないやり方ですか。

□建築企画監（砂田健太郎）

財政調整基金の積み立てに関しましては、これまでに積み立ててあった財政調整基金の中から払うということではなくて、暖冬ということが2月、3月の時点で既に分かっておりましたので、このために令和5年度の段階で積み立てておいた金額から充てたということでございます。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

「暖冬等の指定管理者の責によらない理由による損失が発生し、」とありますけど、この「責によらない理由」というのはどういったものですか。

□建築企画監（砂田健太郎）

天候の変動によって営業ができなかったというところは、これは指定管理者の努力でどういかなる部分では決してないというふうに考えられますので、雪が降らなかったということが、その責めによらない部分としてスキー場の営業ができなかったという部分を今回支援すべき対象として捉えております。

スキー場が営業できなかったことによって、その集客でもって来客が見込まれると考えられる施設として、お風呂でありますとか、宿泊施設でありますとか、そういったところを影響があったものとして全部で8施設を対象として算定をした中で、金額的にマイナスが出たところに対して4施設を支援するというところでございます。

○委員（高原邦子）

ということは、自然的なものに由来するものはこの責めによらないというふうに捉えてよろしいかなとは思いますが、確かにスキー場はスキーがなければというのは分かるんですけど、その他のところも一律に天候とかそういったものだけで決めていいのかというのは施設によって違うのではないかなとは思いますが。どの施設も天候とかそういったもので基準をつくっていいものかと思うんですが、その点はいかがですか。企業努力とかが必要になってくるところもありますよね。そういった天候のときにはどうするかとか、そういったところもなくして全て天候はみんな責めによらない理由というふうに捉えるのもいかなものかと思うんですが、その辺の考え方というのはどのように考えていらっしゃいますか。

□建築企画監（砂田健太郎）

天候によるというところではありますが、スキー場においては降雪がないというところがそもそも営業ができないということに直結しますので、これがその営業日数に直接影響をしまして、飛騨かわいスキー場ですと、資料のほうにも記載しておりますけれども、令和4年度と比較して10日間営業できない日数が多かった、ひだ流葉スキー場については26日間営業できない日数が多かったということでもあります。それ以外の天候によると言えば、例えば吹雪であるとか、雨が降ったということに関しましてはすぐに支援するというにはならないと思っておりますので、営業ができない降雪不足ということが今回の支援対象としたということですので、基本的にはこれ以外のものについては検討したいということではございませんけれども、早々支援すべき内容にはなっていないのかなというふうに考えております。



## ○委員（籠山恵美子）

関連ですけど、例えば全国的にスキー場をどういうふうに維持しているのかということを見たときに、逆転の発想で、冬使えないんだったら夏場どう活用するかということで工夫しているところもあるんですよ。北海道の大倉山ジャンプ競技場は大きな大会をやる場所ですけど、あそこは夏場にたくさんのスポーツ団体を全国的に集めて走らせるリレー大会とか、ものすごく盛んにやっているんですよ。歴史もつくっているんです。だから、そういう逆転の発想で、夏場の利用をどう工夫するかということもあると思うんです。その辺は指定管理者がいろいろと工夫をされることだけでも、所有者であり、大株主である市の行政指導みたいなものがあるのもいいのではないかなと思うものですから、その辺りは考えられたことはないですか。

## □建築企画監（砂田健太郎）

例えば飛騨かわいスキー場につきましては、夏場の活用として現在自主事業としてキャンプ場をやられていらっしゃると思います。そういったことを指定管理者のほうで考えて、工夫していらっしゃる部分はございます。ひだ流葉スキー場につきましても、夏場の活用として、指定管理の物件ではないんですけれども、自社で現場の管理用に使われた車両がありまして、それを使って夏場に景観を楽しむというような活用をやりたいという話は伺っておりますので、そういった夏場の集客についても一定考えていらっしゃるということは聞き及んでおりますので、ぜひそういったところで努力をしていただいて、こういったところが埋まってくればありがたいことだなと思います。

ただ、指定管理の業務として、市がそれをやってくれというふうにしてしまいますと、その部分も指定管理料を払うというようなことにつながってまいりますので、そこは自主事業の中で努力をお願いしたい部分だと考えております。

## ○委員（野村勝憲）

関連で、最近、冬のスキー場よりも、春から秋までのスキー場の利活用で売り上げが相当伸びているスキー場が何か所かあるようですね。ですからこういうところにヒントがあると思うんです。確かに指定管理者の自主運営でやっているわけですけども、やはり知恵と汗をかいて、できるだけ市からもサジェスチョンして、通年で利活用できるような状況づくりをしてもらいたいと思うんですがその辺はいかがでしょうか。

## □建築企画監（砂田健太郎）

市からの指定管理業務としてこれをやってくださいということについては、指定管理料につながってしまうので難しいということで先ほども申し上げましたけれども、いろいろなところの成功事例などはよく耳にしますし、当然指定管理者のほうでもそういったことは御存じでございますので、そういった話題を情報交換する中で聞くこともございますので、今後ともぜひそういったところを取り入れられたらいいなと考えております。

## ○委員（森要）

特定空家の解体のことで伺います。この土地は相続放棄ということで回収できる見込みもない。見込みがないというのは売ったとしてもそれだけ回収できないということだと思うんですが、それをもう少し詳しく。裁判所に予納金は100万円ほど預けられていると。その100万円を回収できないから市は要らないということですけど、売った後にその100万円が戻ってくるとか、そうい

うことはないのでしょうか。

□建築企画監（砂田健太郎）

一般質問の中でも一部触れましたけれども、特定空家を解体した後の土地の取得に関して、相続財産清算制度という国の制度がございまして、その土地をほしい方が取得することができるという制度です。予納金というものを裁判所に100万円程度預けることで、裁判所のほうから清算人という方を指定して、それは司法書士とか弁護士とかそういった方が指定されるわけです。その方が、その財産について公売にかけたりして処分の手続きをするということで、土地の買い手があって換価できれば、そのお金は回収できるということになってくるわけです。誰も買わなければ換価できませんので、市としてはその制度を使ったとしても、管理人の方が活動した費用は予納金が払われてしまうものですから、返ってこないかもしれません。

さらに、予納金で足りないということになれば、追加で費用としては全額出す必要が出てくるかもしれません。財産として価値があって、ほしい方が購入して、それが売れたということになれば、その中から清算人の費用は払われるものですから、予納金としては全額返ってくる場合もあります。それは大きい面積で有効に活用できる土地の場合はそういうこともあるかもしれません。これまでに市が着手したところについては、いずれも価値が低いというふうに見込まれて、誰も買い手がないであろう、あったとしても金額的に非常に安いであろうとあらかじめ分かるようなところばかりですので、そこについては換価をするほうが費用としてかかってしまうであろうということ、そういう手続きは行っていないということです。

○委員（森要）

それについては分かりました。市は買いたいという気持ちは多分ないと思います。むしろ回収する方法として何かないのかということについてはどうでしょうか。

□建築企画監（砂田健太郎）

当然回収できる見込みがあれば、その手法を使って回収をしたいという思いは市としては持っております。ただ、あらかじめそういうところが見込めない土地ばかりです。その土地を市が必要とするということであれば市が買うということもあるんですけども、そういう土地ではないものですから、今のところはそういう手続きを取っていないということです。

○委員（森要）

こういった土地について誰も買い手がいなくなると、帰属は国のほうへ行くと考えていいのでしょうか。

□建築企画監（砂田健太郎）

帰属は誰のものでもない、相続者がいない土地ということで宙に浮くということです。誰か取得したい方が現れるまではそのままということになります。

○委員（森要）

国へ行くということではないということですね。

□建築企画監（砂田健太郎）

自動的にいくということではありません。相続財産清算人の制度を利用された際に、誰も買い手がない無価値な土地だということが手続きの中で確認された場合に、相続土地国庫帰属の手続きということを清算人がされることによって国のものになるということがありますけれども、自

動的になるというものではありません。

○委員（森要）

財産放棄というのは、例えば亡くなった方に財産があって、この部分だけを放棄するということもできるんですか。

□建築企画監（砂田健太郎）

その辺りの法制的なところは主の担当ではないものですから私の知っている範囲の話になりますけれども、特定の財産だけを放棄するという手続きは取れないはずです。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

資料の01-2を引き続き見ているんですけれども、27ページ、観光系指定管理施設の修繕関係というものが出ていますけど、実際問題、特に観光関係、それから不特定の方が利用するお風呂、本当に民間でやっているんだったら、利用者のことを考えたときにきめ細かに修繕しますよね。当たり前のことですよ。ぼろのまま来たらお客はどんどん減っていってしまうのは当然のことなので、私は必要な施設ならば必要なだけちょこちょここと継ぎはぎで見てくれ悪く修繕するよりも、どこかできちんとリニューアルと大げさなことまでは言いませんけれども、それにしてもきれいな見栄えのいい修繕をするのは大事なことだと思うんです。その割には何を遠慮しているのか、もっと予算をつけてちゃんと直せばいいのと思うところがあちこちありまして、考え方としてどうなんでしょうか。要するに商業施設とイコールみたいところがありますよね。そういうところの建物の修繕というものは計画的に、全部一度にやるということではなくても、一定の予算をちゃんとつけて見栄えのいいものに直していく。本当にひどくなってからごろっと造りかえなければならない、あるいは建物を壊さなければならないなんてことにならずに、道路だって長寿命化といってちゃんと修繕しながら利用しているので、こういう建物の長寿命化のための見栄えのいい修理は、行政側としてはどんなふうに考えておられるものですか。

△市長（都竹淳也）

一般質問でもちょっと言ったんですが、実は施設の修繕の費用というのは本当にどれだけあっても足りない状況で、毎年予算で見れるのは予算要求があるうちの半分なんてとてもいけません。要求のある箇所の何割かという、そういうレベルなものですから、おっしゃるように本当は思い切って大規模リニューアルをすればお風呂とか宿泊施設も魅力のあるものになるということとは分かっているんですが、それだけの振れる袖がないというのが今の現状です。

それをやれば、今度は施設の中でどうしても維持をしていかなければいけない、例えばこの庁舎とか公民館施設とかを後回しといいますか、修繕を諦めざるを得ないということになってきますし、そうすると結局優先順位をどうするんだという議論になってきて、この前の一般質問の議論になってくるんですけど、住民の福祉の用に供するというのが地方自治法上も最優先になってくるとすれば、商業系に近い観光施設はおのずから優先順位が劣後する。そうすると、やはりそこに大規模投資をするわけにはいかない。これも一般質問で申し上げましたが、最終的に突発的にものすごい金額の修正が発生すれば、その時点で閉鎖と。あるいはまだ価値のあるうちに民間譲渡するとか、そういう方法も今や考えざるを得ないところまで来たということだと思うんです。

できてから多分15年から20年くらいだと何とかもってくるんですけども、さすがに20年を超えてくるとかなり施設というのは老朽化が進んでいきますし、ぬく森の湯すば〜ふるやホテル季古里があと2〜3年で30年です。となると、もうこれ以上、今の現況でもたせるのは難しいところまで来ているとすれば、やはりどこかで考えていかざるを得ないことが必ず来ると考えておりますので、そういう考え方の中で向かっていきたいということでございます。

○委員（籠山恵美子）

分かるんですけども、例えば商業観光関連施設といっても、もともと建物そのものは地方自治法第244条に沿って造った建物なので、基本的にはどれも原点はそういうものですよ。確かに庁舎を見ましても、例えば用事があって1階のフロアでカウンターに座りますと、足元のPタイルが剥がれていてかわいそうに思ったりするんですよ。市民が何か相談に来たり、受け付けに来てカウンターに座ったときに、前に見える床がぼろぼろと剥がれていますから。だからこういうのも何とかきれいに修繕したらいいのには思いますけど、でもその予算さえ取れないのかということになると、本当にお金がないのかなと思うんです。

そうなりますと、市長が今おっしゃったように20年あるいは30年過ぎた建物も含めて、市内には合併前に突如としていっぱい造ってしまったような施設もあるわけですから、そういうものも含めて数ある施設をどこかで根本的に整理していかないと持続しませんよね。そのベースというか、そういうものはいつ示されるのかなど。私たちも覚悟が要るのかもしれませんが。経営のことも含めて。だけど、そこで働いている人たちのことを考えれば何とかしてやらなければならないとも思うし、でもずるずるといくよりもどこかで構築し直すということが必要なのではないかと思うんですけど、その辺りの計画は考えていらっしゃるんですか。

△市長（都竹淳也）

公共施設管理計画というものがあって、それである程度示していくということに一応はなっているんですが、おっしゃるように明快に示せていないのは事実です。私自身の気持ちとして言えば、もうばっさばっさと、ここもなし、ここもなし、ここもなしとやりたいのが本心ですが、それぞれ細かに分けていくいろいろな事情があります。例えば補助金の話が一番大きな話で、ものすごく補助金が入っている施設がたくさんあるんです。この前の一般質問でも申し上げましたが、ホテル季古里を今廃止すれば1億7,000万円という金額を返還しなければいけないし、休止しても補助金返還になるというの中にはあるものですから、そうなるとうまく持ちこたえないといけないということになってくる。あるいは市民の感情があって、地域の中でこれがあるから何となく気持ちがあるというものがあるんです。気持ちは気持ちで大事にしなければいけないと思っているものですから、例えば市内でも人口が少ない地域で、人口が多い地域からするとあんなところはやめてしまえと言う人がいても、そこに住んでいる人にとすると、ここは大事だと思おうのをむげにもできない。なので、どうしても何とかだまされたいなことになるけどざるを得ないんですが、ただ、何かが起こったときとか、何かのタイミングで閉めるということだけとりあえず今決めておかなければいけないということだと思っております。それが大規模な修繕が発生したときとか、大規模な投資で存続をせざるを得なくなったときは、その時点で閉めるというのが今現在の1つの考え方。

それからもう1つは、これも一般質問で話があったように、民間に無償譲渡するというやり方

です。無償譲渡なら補助金を返還しなくてもいいというケースが結構あるものですから、そういったことも考えざるを得なくて、これは一遍に全部リストにして示してというわけにはなかなかいかないの、まず典型的なところから幾つか絞って、分かりやすくやっていくということが必要ではないかなと。気持ちとしてはおっしゃるようにはぱっと示してどんどん行きたいんですが、なかなかそうもいかないところがあるので、できるだけ具体的に絞ったものでお見せするようにしていきたいと思っております。ただ、大きな方針は総合政策指針の中でも示したいと思いますが、個別のリストまではなかなか難しいかなと。そういった事情を酌み取りいただければ大変ありがたいと思っております。

○委員（高原邦子）

今の話で、何年前かは忘れましたが、市長と公共施設の在り方や維持の話をしたときに、市長は今と同じようなことを言われました。なかなか難しいと。今話を聞いてみると、大きい金額がかかればそのときとなったので前よりは少し進んだんですが、この8年ぐらいの間、時だけ流れて何か進んでないような気がするんです。そして今いろいろところが修繕とかでかってくるわけで、前にスクラップ・アンド・ビルドというようなことを聞いたときに、市長は予算とかそういうことが好きではないと言ったけれど、そのスクラップという言葉はちょっと悪いですけど、いろいろな意味で考えていかないといけないのではないかなと思うんです。はっきり言って、前回聞いたときとあまり変わらないのでどうなのかなと。この8年間、時だけたって、建物は古くなってきているんですけど、これだけ人口減少になってきた中で、公共施設の在り方を今示さないといけないのではないかなと思うんですが、いかがですか。

△市長（都竹淳也）

私自身は前期までの2期8年間ばっさばっさとやっておりません。なので、ずっと続いてきたと言えばそのとおりです。それは先ほど申し上げましたようにそれぞれの事情があって、正直言ってもっと簡単にできるのではないかと市長になったときに思っていました。一つ一つそう簡単ではないということの中で、まずは在り方といいますか、利活用の仕方を考え、あとは施設の位置づけをもう1回ちゃんと実態に合わせて整え直し、それで住民の福祉の用に供するということの中で追求できるものは追求してという中で、恐らく一定の時間がたっていくうちに施設が老朽化して、いずれ自然と結論が出てくるものがあるだろうというものの中にはありましたので、今やまさしくそういうものが幾つか出てきている。そうなる皆さん納得されてくるので、熟した柿が木から落ちるように、柿がじっくり熟すのを待つというのも1つの在り方だろうと思います。それは修繕費をかけながらそこまで持たせるということだけではなくて、大規模な修繕費がかかったときにやめるというのがまさしく柿が木から落ちるという状態ですから、そこまで待つというのも1つの戦略ではないかと思っております。いろいろなアプローチがあるということでご理解いただければと思います。

○委員（籠山恵美子）

私も自分のところでアンケートを取ったり、地域に出て話を聞いて思うんですけれども、行政側に聞こえている声と、同じ市民目線で話をしたときに聞こえてくる願い声というのは、必ずしも一致しているものではないなということを感じています。ですから、どこに耳を傾けるかでその存続が求められているのか、それよりも自分たちの生活だよ、それよりもこの地域の農

業を守ってくれよという声大きいのかというのは、意外に行政マンとして言っただけでは聞かえない声もあるのではないかなと思ったりしているんですけど。

例えば市長は河合町と宮川町の小学校を統合しようということは別に考えておりませんよね。今問題になっているのは高山市の岩滝小学校を東小学校に併合しようという話があるんですけど、地域は学校を残してくれと。だけど、子供を育てている両親は子供が不憫だと。チームスポーツもできないのでは不憫だから大きいところと思うのと、また違うんですよ。

私たちはこの間、総務常任委員会でも管外視察で山奥の学校が統合せずにそこが成り立っているところへ行ってきましたけど、どこにその地域の住民の一番の思いがあるのかというのは、必ずしも行政が聞いている言葉と一致するものではないのではないかなと。ある程度の地位にある人、何度も何度もそこを利用する人にとってみればなくしてもらったら困るということもあるかもしれませんが、そういうことは関係なくとにかく生活が必至だという多くの地域住民の人からすれば、施設のあるなしはそんなに関係ないという方たちもいるのは事実なんです。だからその辺りもいろいろなところでいろいろな声を十分拾って聞いて、それで判断していただきたいなと思いますけどどうでしょうか。

#### △市長（都竹淳也）

市民の意見というのは千差万別です。なので、市民という名前の市民はいないので、おおよそ全部意見は違うというふうに基本的に私は常に考えています。その中でどこかの意見でやっていく必要がある、マジョリティーが正しいわけでもないし、少数意見が正しいこともあります。ですから多数決で決めるわけにもいかない。行政というのはおおよそそうですが、そこを決断するというのが市長の仕事で、私の任期のうちにすることかということをお預かりしていただいている以上、それを自分の哲学と、それはもちろん市民の皆さんの意見というのはベースですけども、千差万別の中でどこを選び取るかというのは市長という職にある人の任期の判断になってくると思います。

ですので、それが大体賛同していただけるだろうというふうに思いながらこれまでやってきておりますけど、決定的に全く違うということは、次の市長、新しい市長にそれをやっていただくということに恐らくなってくるでしょうし、そのために選挙があり、一定の任期の中で市長というのは常に変わっていきますから、そういった長い歴史の中のあるところを特別職というのは走っているわけですので、そういった流れの中でやっていく。ある一定の任期の中に全てを飲み込むということはできません。ただ、少なくとも自分の哲学と自分が信じるここがベストだという声に従って、ベストな道を選択していくということを日々考えながらやっているということをご理解いただきたいなと思います。

#### ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○委員（森要）

特定空家に戻りますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法の中に特定空家という定義があります。「保安上危険となるおそれのある状態」についてをやっていくわけですが、そのほかに「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」を言うということです。

うちを壊しただけであとはもう知りませんよと、この前答弁がありましたけど、これではまた空き地が荒れ放題になってしまうということがあるんですが、その辺についての考え方は。衛生上、景観上、そういったものに対しては知らないよということなんですか。

□建築企画監（砂田健太郎）

今委員がおっしゃった衛生上ということの具体的な内容としましては、例えばごみ屋敷でありますとか、野生生物がすみかとしているというようなことを国のほうでは想定をした文言であります。解体した後の雑草が繁茂しているというところは当たらないということがまず1つございます。それとこれまでに特定空家として解体された場所の跡地の状況でございまして、例えば羽根のところにつきましては、隣にあります空き家のほうの雑草がひどいというような状況も見受けられまして、解体したところが近隣の方に迷惑をかけているかどうかという点については、そういう状況は見受けられないのではないかなと考えております。

○委員（森要）

最初に壊して更地にしてある場合は雑草も入りませんが、将来またそういうものがかなり出てくる可能性があるんですけども、その場合も知らないということでもよろしいでしょうか。

△市長（都竹淳也）

そもそも、国もそうですが全体的な財産管理の考え方の中で、特定空き地みたいな考えがないんです。今はこういった特定空家のところの問題というよりも、むしろ耕作放棄地の草がぼうぼうになるというほうが市内の皆さんからの声としては深刻な問題になっている。ただ、正直言いますとここも打つ手がないんです。個人の財産であって、市の財産ではないというところが一番大きなところなんです。市でもらって、市で管理してもらったらどうだというのもこの人手不足と財源不足の中で、それも難しいということになってきます。これは荒れる空き地の問題、耕作放棄地も含めてですが、これは全く違う切り口の中で議論してかなければいけない話で、なかなか現行の仕組みの中では対応が難しいというふうにご理解をいただきたいと思います。

○委員（森要）

分かります。そういったことも踏まえて今後検討していかなければならないと思っております。財産放棄した場合にも、特定空家にならないという事態が、ほかの方にも出てくると大変なことだと思っているんですが、その辺については市長はどう思われますか。

△市長（都竹淳也）

平成29年度から飛騨市空家等対策協議会をつくって始めたんですが、あの当時にすごく思ったんですけど、特定空家に持っていく手続きというのは実はものすごく難しく、簡単な話ではないんです。国のガイドラインをそのまま適用すると、特定空家にはほぼ認定ができなくて、要するに本当に傾いて壊れそうだというものしかできないんです。そんなのはほぼなくて、ぼろぼろで中に動物が住んでいても、建物としてしっかり建っているものが大半なので、それをいろいろな理由をつけて特定空家まで持っていつているのが今の現況です。そうすると、いろいろなものがどんどん特定空家になれるかというところでもないし、本当に何ともならないものを非常に複雑な手続きを経て特定空家にしてやっているという、これが実態ですから、そういった中で本当に何ともならないものを片づけていくしかないのが現況で、その中でやっている制度なんだということもまずはご理解いただければありがたいなと思います。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午後2時25分を予定いたしますが、準備ができ次第で25分以降に再開しますのでよろしく願いいたします。

（ 休憩 午後2時13分      再開 午後2時25分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで商工観光部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

□商工観光部長（畑上あづさ）

先ほど商工観光部の所管についての審議の中で、野村委員より商工業活性化包括事業補助金についての質疑をいただきました。それに対する商工課長からの答弁の中で事業所の固有名詞等が含まれておりましたので、発言の取り消しを求めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

●委員長（前川文博）

ただいま商工観光部長から発言がありました。

ここでお諮りをいたします。ただいま商工観光部長より、先ほどの大始良課長の答弁のうち固有名詞に関する部分について取り消ししたい旨の申し出がございました。この取り消し申し出を許可するとともに、取り消し部分につきましては議事録精査の上、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、商工観光部長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

◆議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

【教育委員会事務局所管】

●委員長（前川文博）

議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）について、教育委員会事務局所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。



## □教育委員会事務局長（大庭久幸）

議案第82号、一般会計補正予算（補正第2号）教育委員会所管をご説明いたします。

初めに歳入からご説明いたします。予算書の14ページをお願いいたします。上段の表、04教育費寄附金、001文化振興事業寄附金について、本年度、江馬氏館関係の殿坂口遺跡の試掘確認調査を予定しているところですが、市民の方からのこの事業に対しての寄附金の申し出がありましたので、補正対応するものでございます。

38ページをお開きください。上の表、17備品購入費、003車輛購入費の減額でございますが、これはスクールバス購入に係る入札差金による減額でございます。

下の表の04文化財保護費、005調査委託料の減額でございますが、塩屋金清神社遺跡・島遺跡出土遺物の写真撮影業務委託料の減額でございます。これは文化庁の調査官による文化財に相当する遺物を抽出する作業が予想以上に時間を要しておりまして、全遺物の確認ができなかったことから、撮影業務自体を令和7年度に延期・変更したことによる減額でございます。

その下の07文化施設費の002普通旅費の減額でございますが、令和7年度に予定していた一般財団法人「地域創造」が主催されます、公立文化施設の利用促進を目的とした公立美術館の収蔵品を活用した巡回展に飛騨市美術館がエントリーをしておりましたが、この巡回展事業に応募された博物館が少なく、事業自体が中止となったことから、旅費の不用による減額でございます。

39ページをお願いいたします。中ほどの表、03体育施設費の016暖冬対策指定管理者負担金でございますが、飛騨かわいスキー場の指定管理者への負担金でございますが、昨シーズンは暖冬の影響を受けまして、繁忙期であります年末年始にゲレンデに積雪がなく営業ができなかった分を補填するものでございます。説明は以上です。

## ●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

## ○委員（籠山恵美子）

スクールバスのことですが、減額になってよろしいなということですが、予算検討内容の29ページに書いてあるんですけど、「入札参加事業者による努力の結果」ということで何よりだと思いますが、必要最低限の装備にしてこれだけ落とせたというのは今回初めてなんですよね。これまでこういうやり方は全然できなかったということですか。1,000万円もの入札差金が生じたんですよね。

## ●委員長（前川文博）

多分予算検討内容の29ページで、入札差金とか必要経費でタイヤの話がありますよね。その辺を説明していただければ分かりやすいと思います。

## □教育委員会事務局次長兼教育総務課長（堀之上亮一）

当初予算の段階では、物価上昇を見込んで予算要求をしたところなんでございますけれども、その結果として非常に落札額として大きくなったということがございます。その結果としまして、当初予算の段階ではノーマルタイヤ等も入れずに向かったところでございますけれども、結果としてはこのような落札額になったということで、そこからスタッドレスタイヤを標準装備としておりましたので、ノーマルタイヤとホイールの購入分を差し引いた額を減額補正するというところでございます。

## ○委員（籠山恵美子）

これは新車ですよ。（堀之上教育委員会事務局次長「はい。」と呼ぶ）そうしますと、そもそも今まで見積もりが大きかったということなんですか。1,000万円もの入札差金って、えっと思ってしまうんですけど。当然だなんて感じですか。タイヤだって差額は70万円だけですよ。

## □教育委員会事務局次長兼教育総務課長（堀之上亮一）

購入に当たりまして、改めまして新年度に入ったところですぐにもう一度見積もりを取ったところでございますけれども、その際も予算額いっぱいのような金額でございました。実際に入札したときにこれだけ大きな差金が出たということでございます。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

## ◆休憩

## ●委員長（前川文博）

ここで暫時休憩といたします。入れ替え次第、再開いたします。

（ 休憩 午後2時33分 再開 午後2時34分 ）

## ◆再開

## ●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより予算特別委員会に付託されました議案第82号から議案第85号までの4案件について、討論、採決を行います。

最初に、議案第82号、令和6年度飛騨一般会計補正予算（補正第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第83号、令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）から議案第85号、令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）までの3案件について一括

して討論を行います。討論は、議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。議案第83号から議案第85号までの3案件については、一括採決といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認め、3案件について一括採決を行います。議案第83号から議案第85号までの3案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第85号までの3案件については、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。予算特別委員会付託案件の審査は議員全員の構成による委員会で行われましたので、本会議における委員長報告は会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。よって、本会議における委員長報告は省略することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長 (前川文博)

以上で、第4回予算特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

( 閉会 午後2時37分 )

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長 前川 文博